

## 総務委員会会議録

平成21年9月25日(金)

(開会)10:00

(閉会)15:13

委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。議案番号が前後いたしますが、審査の都合上、まず「議案第109号 専決処分の承認(平成21年度飯塚市一般会計補正予算(第3号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

「議案第109号 専決処分の承認(平成21年度飯塚市一般会計補正予算(第3号))」、これにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めます。この専決処分につきましては、去る7月24日からの大雨による災害のため、その災害救助費及び災害復旧費等に要する経費を補正するものでございます。配付いたしております「平成21年度補正予算資料」、7月24日専決と記載している分でございます、こちらによりご説明をいたします。1ページをお開きください。今回の専決による補正額は、一般会計で27億362万7千円を追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。今回補正いたします主なものについて、説明させていただきます。歳入では、災害救助費及び復旧費等に係る財源を計上しております。国庫支出金は、河川災害復旧費負担金など総額で2億7,330万5千円を、県支出金は林地崩壊防止事業費補助金など総額で5億5,160万6千円を追加するものでございます。財源の不足分といたしまして、財政調整基金繰入金を3億454万円、前年度の繰越金を3億2,479万1千円、及び諸収入で福岡県市町村災害共済基金組合納付金繰入金を1億5千万円、この3件が今回の補正の一般財源となりますが、合計で7億7,933万1千円を計上するものでございます。市債につきましては、今回計上いたしております災害復旧事業等に対する財源として、各災害復旧債等を追加するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。社会福祉総務費の災害見舞金関連経費では、住居等の全壊及び床上浸水に対する災害見舞金を計上いたしております。3ページをお願いいたします。一番上になりますが、災害援護資金貸付金は、住居や家財の被害を受けた世帯への貸付を行うものであります。その下になります、災害救助費の災害救助関連経費では、避難所設置等に係る経費や災害ごみ収集処理経費など4,540万円を計上いたしております。これは、災害救助法の適用を受けまして、この経費のうち県支出金、歳入で計上しておりますが、県支出金の災害救助費委託金、これを127万3千円、この経費に充当いたしております。それと中程になります、商工業振興費では、市の中小企業災害特例融資関連経費といたしまして、信用保証協会保証料負担金、中小企業融資資金利子補給金及び中小企業融資預託金など、総額で4億729万9千円を追加するものでございます。なお、融資預託金の4億円につきましては、年度末に返還されるもので、同額を歳入で計上いたしております。農業施設災害復旧費では、市内647カ所、10億3,202万6千円。林業施設災害復旧費は、69カ所、2億3,431万9千円。河川災害復旧費は、103カ所、3億53万1千円。道路橋りょう災害復旧費は、221カ所、3億9,734万6千円、これの復旧事業費をそれぞれ計上いたしております。4ページをお願いいたします。都市施設、住宅施設など、各公共施設の災害復旧に係る経費をそれぞれこちらで計上させていただきます。一番下、債務負担行為の補正につきましては、市の中小企業災害特例融資制度に係る後年度の債務負担につきまして設定するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

おはようございます。日本共産党の川上です。6ページに歳入歳出補正予算事項別明細書があります。歳入について27億が合計になってるんですが、国と県の支出金合わせますと8億2千万円程度となっております。そこで、今後の国、県の財政支援の見通しがどうか、お尋ねをしたいと思います。

財政課長

国庫支出金、県支出金等につきましては災害事業ごとに今、県と協議をしております、今、現地の査定などが進んでいる状況でございます。

川上委員

市の財源で、独自の財源で手当てしてる分で、後に国、県のほうで手当てが来ると、付け替えられるのはどれくらいあるかと思ひまして、その辺はどうでしょうか。

財政課長

国、県の支出金のほかに市債のところで計上いたしております。この市債の中で災害援護資金貸付金、これを除きますと、市債の借入額は5億9,100万円ほどになります。このうち後年度交付税措置されますのが4億9,600万円ほど、だいたい84%位になりますが、こちらが後年度交付税措置をされる形になります。

川上委員

それはわかりました。それ以外はもうないですか。

財政課長

今回計上いたしております中ではございませんが、国の激甚災害の指定を受けましたので、そちらの指定によりまして交付税の措置の率が上がりますので、そちらで約3千万円ほど余分に歳入が増える形を想定しています。

川上委員

いずれにしても財政状況が厳しい本市としては大きな打撃となることであったわけですが、引き続き国、県に、様々な手法を通じて支援の要請をしていく必要があると思ひます。

そこでいくつかお尋ねをします。歳出なんですが、11ページに農林水産業費、6款ですね。13節「委託料」に各所林地崩壊防止測量設計委託料及び15節に工事請負費各所林地崩壊防止工事が計上されています。この内訳をお尋ねいたします。

農林課長

市内に今のところ、今から災害査定を受けてるわけですが、災害査定の見込みのある林地の持ち事業におきまして、9カ所の、県と協議しまして災害査定を認められるところの金額を計上しております。それから、災害査定並びに実施設計に至るまでの9カ所分の測量委託料の計上でございます。

川上委員

対象として調査したところはそれ以外にもあると思うんですけども、査定で採択というか、乗ったところと乗らないところは、どういったことで分かりますか。

農林課長

林地崩壊防止事業の採択要件が、まず激甚災害の指定になることということになっております。市内でこういった状態の災害を、被災といいますか、そういったものが45カ所ほどありますがそのうち、激甚災害指定がありましたので、もう指定前から調査に入ってるわけですが、県と一緒に調査した結果、もう一つほかの要件がございまして、まず激甚災害に指定を受けること、その次に、崩れたところが山林であることで、崩れた近くに人家並びに事業所があること。今回そういった箇所が四十数カ所をあったわけですが、そのうち指定

になるもう一つの要件がございまして、人家が2戸以上あって災害復旧費が200万円以上となるものという形になっています。1戸の場合は300万円以上という形で、その要件で9カ所という見込みになっております。

川上委員

記録的な豪雨ということもあるんですけども、45カ所と言われましたけど、この林地崩壊の関係で言えばですね、幸いにして人命が失われるということはなかったけれども、あわやというところはいくつかあったんですね。小さなお子さんを含めてそういう状況があったところがあります。それで、同じことが起きないように努力をする必要があるんですけども、私が聞いておる例ではですね、原状回復して再発防止をしようとする1千万円以上もかかるという見積もりが出て、もうどうしていいかわからないというようなお宅もあるんですね。ところが、そのお宅はですね、災害の査定に乗らないというところがいくつもあるんですよ。200万円を大幅に超えるのに対象ならないというところなんだけども、これはどういう事情かわかりでしょうか。

農林課長

どの案件がちょっとわかりませんが、先ほどのすべての条件を満たしてありましても、その傾斜地が山林でない場合は対象になりません。恐らく、その他の原野とか、そういう形に地目とか現状がなってるのではないかというふうに考えられます。

川上委員

今度の林地、森林の被害はですね、その被害と同時に河川被害にも大きく影響していると思うんですね。それで、特に民有林は現在、農家や林家の後継者不足などによって手当てできていないところが少なくないと思います。それで今回被害を受けたところ及び今後想定されることを改めて調査して、荒廃林再生事業がありますけれども、これを含めて予算措置して計画的に対策を進めるべきではないかと思うんですけども、その辺のところについては現在どういうふうにお考えでしょうか。

農林課長

言われましたように山林につきましては森林の水源涵養機能、山地の災害防止機能など多面的な機能が十分発揮されるよう保育・間伐を適正に実施するため、国県などの関係機関と協議しながら治山事業、林道整備事業、先ほど言われました荒廃林再生事業などを計画的に取り組んで、今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

川上委員

災害後、いくつか回ったわけですけど、保安林になっているところで非常に心配されるところがあったんですね。で、保安林の対策については、どういう対策があるのでしょうか。

農林課長

保安林につきましては先ほど申しました水源の涵養とか土砂の崩壊、その他の災害防止整備とか生活環境の保全形成等、特定の公共目的をするために、農林水産大臣または県知事によって指定される森林でございます。保安林の目的に沿った森林機能、災害防止とかそういうこともございますが、森林機能を確保するため、流木の伐採や土地の形質の変更等が保安林に指定された場合は規制されておりますし、そういった治山事業を県、国と協議しながら保安林指定も含めまして計画的に進めてまいりたいというふうに考えています。

川上委員

保安林の対策についてはどこが責任を負うのかということと、飯塚市としてはどのような役割があるのかというふうな点についてお尋ねします。

農林課長

保安林の指定は国と県が行います。指定の対象地が森林法上の森林であり指定による受益の

対象を得る地域が広域であること、先ほど申しました保安林の指定目的である水資源の涵養、土砂流出崩壊の防備などを目的とするため国や県が行う治山事業でございまして、そういった森林を、自治体のほうからそういった森林調査を行いまして国、県と協議し、所有者並びに公共団体の所有するものもございまして、整備を進めていくものでございます。

川上委員

今のお話だと、市が調査をする、そして所有者にもよるんでしょうけど、国、県の責任で対策をとってもら、お金を出してもらおうということでもいいんですか。

農林課長

そのとおりでございます。調査につきましては市単独でなく国、県と一緒に調査を行うという形になりますし、その他、先ほど質問者が言われました市としての役割は、そういった林業の振興並びに荒廃森林事業に福岡県が取り組んでおりますので、そういった実施主体が、荒廃森林事業の実施主体は市になっておりますので、そこら辺を積極的に取り組んで、間伐保育、森林の維持機能に努めてまいるということでございます。

川上委員

明星寺の南谷に急傾斜地指定があるんですね。そこは保安林にも指定されてるんですよ。で、集中豪雨の跡を見てきたんだけど、例えばこの場合だと、今のお話からすると、具体的にどういうふうな流れになるのか、ちょっと寄り道するかもしれませんが、簡単にお話ししてもらえませんか。

農林課長

今回、保安林の、位置ははっきり、ちょっとわかりませんが、保安林に指定されたところがそういった状態に災害時になれば、保安林機能が低下してる森林の機能を維持するため、その対策を国と県と協議しながら行っていくという形になります。ただ、急傾斜地の指定は農林事業でございませぬので、そこら辺の状態は私のほうから答弁は差し控させていただきます。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:22

再開 10:25

委員会を再開いたします。急傾斜地については調べさせますので、ほかの部分の質疑を先にしてください。

川上委員

それではこの11ページ、先ほど言った委託料、各所林地崩壊防止測量設計委託料が980万円出ておるんですが、これ専決処分ですからね、あれなんだけど、今後のこともあるのであえて言いますと、庄司それから上相田、大日寺、今言った明星寺もあるんだけど、実際に民有林が崖崩れを起こして、その隣接する民家に土砂が流入する事態が、もうご存知の通りです、あってるんですね。それで、中には、大日寺の場合などは梅香苑、社会福祉施設が近くにあるわけですが7.19の時にはここは民有林が崩れて、あわや社会福祉施設に迫ろうと、途中、民家に流入しながら社会福祉施設にも迫ろうという状況があって、今度の大雨でさらに法が崩れてですね、次の大きい雨が降ればほぼ確実に崩れるだろうと思われるとこなんです。ところが、所有者のほうは体力というか対策をとるだけの条件がないということなんだけど、こういうところは日本全国たくさんあるんじゃないかと思うんですけれども、県とよく相談しながら保安林指定をしてもらうわけにいかないのか、こういったところは。そして、国、県の責任で管理してもらおうと。できないかと思うんですよ。で、どうお考えですか。

農林課長

先ほど説明しましたように、あくまでも国、県の指定でございまして、市としましては今

回の災害におきましても1カ所、保安林の指定で災害治山事業に取り組めないかという協議もいたしておるところでございます。しかしながら所有者の理解を、保安林としての指定をした場合、制限が加わりますので、所有者の理解を得るということが一番重要なことかというふうに考えております。

川上委員

市のほうから具体的に事情を把握して、新たな被害が生じない、それから所有者の納得が得られる、国や県もわかったと言うという仕事を、市にはぜひ、してもらいたいというふうに思いますので要望しておきたいと思います。

続けていいですか。11ページに7款「商工費」、省略して21節「貸付金」、中小企業資金融資預託金4億円があります。これについて現在までのところ、融資制度の申し込み、決定などの状況をお尋ねします。

商工観光課長

今回の中国九州北部豪雨での融資の相談件数は70件、そのうち申請件数が20件、申請額といたしまして1億2,620万円でございます。このうちの決定は、申請をされたばかりでございますので、現在調査等々を行ってるところでございます。

川上委員

かなりな被害が出たのではないかと思いますけど、この申請件数について担当部としては、実感としては多く感じますか、少なく感じますか。

商工観光課長

先ほど申しましたように相談件数が70件、現在の申請件数的には20件ということで、まだ今後、申請件数が増えていくのではないかというふうに考えております。

川上委員

相談は70あったのに申請が20しかないというふうにも見られるわけですね。原因は何だと思いますか。

商工観光課長

現在、災害受けられての日数等もでございます。相談に来られた方たちも現在、融資についてのご検討をされているのかなというふうに思っております。なお、この相談件数のうちにはダブって相談に来られた方たちもございまして、70件全てが申請へ来られるということではないのではないかと考えております。

川上委員

じゃあ、ダブらない数字を言っていただけませんか。

商工観光課長

大変申し訳ありません。手持ちに数字がちょっと、把握できるものを持っておりませんのでご了承をお願いします。

川上委員

被災された方々は、会社の名前もあり、社長の名前もあり、従業員もおられる具体的な事業者、業者なんですよ。相談があったが方々が自分の判断で最も有利なように、判断できるように支援するというのが市の仕事だと思うんですよ。私、相談件数70というのは、ダブリがあるというふうに思いませんでしたけど、顔の見える仕事というか、しないと、まずいんじゃないかと思うんですね。それで、私はいずれにしても、考慮中ということもあるかもしれないけど、少ないんじゃないかなと思うんですね。相談も少ないし申請も少ないと思うんだけど、税の完納というのが要件に残ってたりしてないでしょうね。

商工観光課長

今回の融資の対象の中には、納期の到来している市税を完納している方というふうな条項は

あります。

川上委員

7.19の時にはね、それを外したでしょう。7.19の時、緩和したんじゃないんですか。どうですか。

商工観光課長

7.19の時も納税につきましては、市税を完納しているという方を対象にしております。

川上委員

間違いはないですか。固定資産税とかそういうのは別にしてもね、国民健康保険税とかそういうのは緩和したんじゃないですか。どうですか。

商工観光課長

委員ご指摘のとおり、国保税につきましては、納税証明書の提出を緩和しております。

川上委員

それは、7.19の時の話でしょ。今回はどうですか。

商工観光課長

今回につきましては、あくまでもこの融資制度につきましては税を原資としておりますので、全ての納税証明書を条件としております。

川上委員

7.19の時の旧飯塚市の判断は間違いだったということになりますね。今のあなたの答弁が理由だとすれば。そうじゃないですか、部長。

経済部長

ただ今、商工観光課長がお答えいたしましたとおり、今回の制度融資につきましても、県を始め信用保証協会等に、融資、それから信用保証に関わるご相談に参りました。その折に委員ご指摘の、7.19の折に国民健康保険税については、その完納の対象から外しておったという過去の経緯もございましたものですから、そういったことについて、今回も信用保証協会のほうにご相談申し上げた次第でありますけれども、信用保証協会といたしましては、災害によって区分をするのは非常に難しいが、基本的に国民健康保険税につきましても、飯塚市が税というふうに判断をされておるならば、一応完納の対象とするということをお願いをしたいというふうなお話もございましたものですから、今回につきましては国民健康保険税についても完納の対象とするということで処理をさせていただいた次第であります。

川上委員

保証協会の言いなりということなんだけど、7.19の時に旧飯塚市ができたことを、新飯塚市ができない、やらないという判断をしたわけね。そこにはどういう違いがあるんでしょうか。

経済部長

以前から、この市議会の委員会の折にも制度融資の要件緩和につきましても、努力をすべきではないかというご意見も頂いておりました。今回に限らず、この間ですね、先ほど申しましたように信用保証協会等にも足を運びまして、そうした取り扱いが基本的に制度融資全般にできないのかというご相談をしてきた次第ですけれども、なかなかやはりその原資が、先ほどご答弁いたしましたとおり、税に頼っているという現状も指摘をされましたし、私どもとしましてはですね、できる限りの理解を求める努力はいたしているところでありますけれども、なかなかその辺の調整がつかないという現状で、今回も同様の結果となったということでございます。

川上委員

旧飯塚のときの融資決定した実績、それから、その関係で事故の発生した状況はどうなってますか。

商工観光課長

7.19の時の災害融資の実績でございますけど、貸付が392件、金額にいたしまして31億1,249万8千円でございます。このうちの事故につきましては、現在ちょっと手元に数字を持ってきておりませんので、申し訳ございません。

川上委員

私が信用保証協会と話をするときには、そういうのを持って行きますけど。そして信用保証協会と、争わなくてもいいけど、何か不都合があったか、信用保証協会に迷惑をかけたのかという話をするけど、あなた方はそういう話をしたんですか。

商工観光課長

先ほど部長が答弁されましたように保証協会の方に出向きまして、国保税の取り扱いにつきましては協議をさせていただいておりますけど、今、委員ご指摘の事故の件数等々を持ってのお話はしておりません。

川上委員

やってくださいよ。ほとんど事故は起こってないでしょ。代位弁済もそうあってないはずですよ。それでね、原資が税金だからというんだけど、6年前だってそうなんですよ。変わってないでしょ。あなた方の、厳しく言えばね、行政の不十分さによって、大雨とはいえ、二度も三度も水害に遭わせている業者が自分が出した税金じゃないですか。厳しい中で払った税金でしょ。長い営業活動、人生の中で何度あるかわからない大災害にこのところ続けて遭っているわけですよ。そのときに、国民健康保険税が払えていない、完納できていないからという理由だけでね、せつかくの制度が使えないというのはひどいじゃないですか。地元の大企業には企業立地補助金とか言って、手も挙げてないのに金を渡そうとしてみたりしてるのに、こんなに本当にひどくて困ってる状況の方には高い国民健康保険税を押し付けおいて、払えてないということでこんな時にも助けないというあなた方のやり方がいいのかと思うんですよ。6年前にできたことが今年やれないはずはない。市長も、営業の厳しさだとか、事故があった時のつらさとかいうのは、お分かりと思うんですよ。この件について、保証協会の言い分もいろいろあるかもしれませんが、よく調査してですね、せめて国民健康保険税の完納基準ぐらいは外して、少なくとも6年前ぐらいの取組みを至急できませんか。市長の見解を伺います。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:41

再開 10:43

委員会を再開します。質疑応答の途中ですが、先ほどの急傾斜地について、答弁の準備ができておりますので、お願いします。

土木管理課長

質問者が言われます地域ですが、南谷急傾斜地域ということで、県に指定されております。

川上委員

指定されてるんです。ここはですね、急傾斜地指定で、かつ保安林というエリアでもあるんですよ。ここの手当てが非常に不十分だと思われるんだけど、市として調査もして、県に対応するように早急に申し入れというか協議をしてもらう必要があると思いますので、それを申し述べておきたいと思います。

委員長

今、保安林と急傾斜地と言っていますので、よろしくお願いします。暫時休憩します。

休憩 10:44

再開 10:52

委員会を再開します。先ほどの融資の事故件数について、答弁してください。

商工観光課長

失礼いたしました。平成15年の貸し付け、392件のうち、平成17年度から償還は始まっておりますけれども、焦げつき、事故が平成20年度までですけど24件、金額にいたしまして9,618万6千円の事故の金額が出ております。

川上委員

そのうち、市が税金使って代位弁済した件数と金額はいくらになりますか。

商工観光課長

現在の分は、市の代位弁済の件数は同じでございますけど、このうち市が負担しました金額は1,442万8千円でございます。

川上委員

齊藤市長、この数字をどう見られるかなんですね。だから、明らかに、税金を投じて中小業者を助ける意義があったということだと思えますよ。だから、国民健康保険税が今、高過ぎて、こういう経済情勢のもとでね、払えない業者さんがたくさんおるわけですよ。ご存知のとおりです。で、保険証もまともに渡さないでしょう。そういう状況の中で、一生のうちに何度遭うかわからないような大きい災害が立て続け、と。で、自分が住んでいるまちに制度があるなら受けたいと。部長、どう思いますか。答弁求めます。

経済部長

ただ今、商工観光課長がお答えいたしましたとおり、貸付件数のうち、パーセントで見まして約7%ぐらいが、そうしたこの事故件数ということになるかと思えます。この7%につきまして、多いか少ないかという判断は非常に難しいところでございますが、そういった実績、実態を保証協会のほうにも訴えながら、そうした制度の緩和がお願いできないかということにつきましては、今後も引き続きご相談を続けてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

川上委員

市長、スピードなんです。相談してまいりますって、ずっと相談するつもりですよ、経済部長は。数字も持たないで行ったんだから。調べて初めてわかるみたいなことね。だから、相手が駄目だと言ったら、そうですかと言って帰ってきてるんですよ。飯塚市は、田園に囲まれたまちでもあるけども、商都じゃないですか、本来。ここで水害が起きた、中心部で。その時に制度を打ちました。でも70件しか相談が、ダブリを入れて、来ない。申請はわずか20件。よく調べてみると、国民健康保険税滞納者が多いんだけど、滞納せざるを得ない業者さんが多いんだけど、この方々は資格がない、最初から。おかしいじゃないですか。市長、今後検討しますとかいう話じゃなくてね、すぐ決断するような話だと思えますよ。預託が4億ということになってますけど、これについてはもっと4億そのものを見直してね、緩和して、救済対象を広げるといふふうにできないですか、市長。答弁求めます。

経済部長

ただいま4億の預託金についてご指摘がございましたが、この4億の預託金で貸し付け可能額が一応、10億円ということになっております。現在のところ、約1億2千万円、貸付の申請がっておりますので、また10億までは十分余裕がございますから、当分の間、この現状で様子を見させていただきたいというふうに考えております。

川上委員

経済部長は今、自分が何の答弁したかわかってるんですか。4億で10億借りられます、と。あなた方が絞り上げてるから、まだ1億しか借りてないわけでしょう。だから、緩めなさいよと言ってるんじゃないですか。そこ答弁しなきゃ意味がないでしょう、答弁の。立った意味がない。だから、すぐ決断してくださいよ。今後検討しますとか相談しますとかいう話ではない



でしょう。6年前に旧飯塚市がやれたことをね、合併して、6年後、できなくなるという理由はないでしょう。税金が原資だから、いいじゃないですか、税金で、こういう場合は。決断してください。これはもう市長じゃないと答弁できないでしょう。どうですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:58

再開 10:59

委員会を再開します。

経済部長

再度お答えさせていただきますが、同じようなお答えになって申し訳ございませんけれども、今回の制度融資につきましては福岡県、そして金融機関、そして信用保証協会、そして私ども飯塚市、この4者がそれぞれ応分の負担をすることによって今回の制度運営ができるシステムになっております。その信用保証協会の保証料につきましても、保証協会から0.1%の拠出を頂いておりますので、そうした意味からも飯塚市だけの判断で、そうしたことができないということについてご理解いただきたいと思えます。

川上委員

もう、あまり続けても仕方がないけれども、さっきの答弁より後退してるじゃないですか。同じような答弁じゃないですよ。あなた経済部長でしょう。あなたの任務は何ですか。企業が来る当てもないところに工業団地造るだけが仕事じゃないでしょう。今、現実に飯塚で仕事して苦しんでる人たちが大災害に遭った。この人たちをどう助けるかを考えるのが仕事、今、目下の。専決処分するぐらいの仕事なんですよ。それを踏まえてもらいたいと思えますね。で、市長、どうしても答弁に立ちたくないということのようですから、もう立たなくていいと思えますけど、よく検討してください。相手があって当たり前ですよ。相手がある制度なんだから。しかし、飯塚市の中小業者、災害に遭って苦しんでる人たちをどう助けるか、そのために心を砕くことが今、市長の仕事と思うんですよ。市長の任期はあと半年かもしれないけれども、今頑張る時だと思えますよ。ぜひお願いします。質問を終わります。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第109号 専決処分の承認(平成21年度飯塚市一般会計補正予算(第3号))」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 11:00

再開 11:03

委員会を再開いたします。次に、「議案第95号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

財政課長

「議案第95号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」について説明させていただきます。配付いたしております平成21年度補正予算資料、先ほどの専決分とは別資料になっておりますが、そちらの資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補

正につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、主に国の経済対策に係る補正を中心に行うものでございます。一般会計で5億8,318万1千円の追加をしておりますが、そのうち、国の一次補正等に係る経済対策関連事業分が5億3千万円ほど、補正総額の約91%を占めております。

2ページをお願いいたします。今回補正いたします主なものについて、説明させていただきます。まず歳入ですが、国庫支出金では、国の経済対策事業等に係る補助金等を計上しております。そのうち、中ほどに記載しております地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、国の第1次補正に係る公共事業の地方負担額に対しまして、その7割から9割程度交付されるもので、今回そこに記載しております5件の事業で1億229万2千円を計上いたしております。県支出金におきましても、県基金事業に係ります安心子ども基金の保育所等整備事業補助金3,777万9千円、及び緊急雇用創出事業特例基金事業補助金556万2千円など、経済対策関連事業の補助金等を追加いたしております。3ページをお願いいたします。繰入金では、財源調整のため財政調整基金を3,673万7千円を繰入れるものでございます。市債につきましては、今回計上いたしております経済対策事業に対する財源といたしまして、追加及び変更を行うものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。企画費の筑豊フェア実行委員会負担金は、本年11月に福岡市において嘉麻市及び桂川町と共同で開催を予定しております「筑豊フェア」の開催負担金を計上するものでございます。高齢者福祉費の安心生活創造事業費は、国のモデル事業といたしまして本年度から3ヵ年事業で実施するもので、一人暮らし世帯等の安心生活のための地域の支援基盤の整備を図ろうとするものでございます。児童措置費の私立保育所整備事業費補助金は、県の安心子ども基金特別対策事業を活用いたしまして、市内3保育園の改修・整備事業を行うものでございます。4ページをお願いいたします。子育て応援特別手当事業は、国の一次補正により小学校就学前3年間に属する子に対して一人当たり3万6千円が支給されるものであります。健康づくり推進費の「女性特有のがん検診推進事業」は、これも国の一次補正の関連事業出ありますが、特定の年齢の女性に対しまして、子宮頸がん検診及び乳がん検診を受診するために必要な費用を補助するものでございます。労働諸費の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、平成20年度に国の補正予算で措置された県基金事業の追加を行うもので、新たに4事業を実施いたしまして、雇用創出を図ろうとするものでございます。道路橋りょう新設改良費の各所道路舗装事業は、国の一次補正に係る補助金と公共投資臨時交付金を活用いたしまして、市道3路線の舗装工事を実施するものであります。黒岩・堤田線道路新設改良事業、これは、鯉田工業団地への取り付け道路として整備するもので、平成22年度の工事実施に向けて、測量調査設計を行うものです。都市計画総務費の中心市街地活性化基本構想作成委託料は、平成22年度の基本計画策定に向けた基本構想を、県補助金2分の1を受けて作成するものでございます。災害対策費の防災情報伝達システム開発委託料は、本年度整備しております防災行政無線と連動することによりまして、難聴地域への情報伝達や職員参集の補完及び強化を図ろうとするものであります。5ページをお願いいたします。小・中学校整備費及び幼稚園費で計上しております「地上デジタル放送対応工事」は、国の安心安全な学校づくり交付金と公共投資臨時交付金を活用いたしまして、経済危機対策臨時交付金で整備いたします地上デジタルテレビ入替事業のアンテナ、増幅器、分配器の設置及び配線工事を実施するものでございます。繰越明許費につきましては、子育て応援特別手当交付事業の年度内完了が一部見込めないため、設定するものであります。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。なお、質疑は、まず歳入から12ページの総務費までの間の質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

川上委員

4ページと5ページに第1表「歳入歳出予算補正」がありますね。補正額は5億8,300万円程度なんですが、このうち国の経済対策関連という、いくらになりますか。

財政課長

国の経済対策で、県のほうに基金事業として移っている分も含めると、経済対策関連事業は5億3,227万6千円となります。

川上委員

そうすると、2次、1次の経済対策以外は、5千万円程度ということになるんですが、この経済対策、今言われた5億3,200万円の中に市債が5,040万円あるわけですけども、これは国の経済対策関連ということで位置付けられていますか。

財政課長

そのとおりでございます。今回計上いたしておりますのは、全て国の経済対策関連の市債を計上させていただいております。

川上委員

5,040万円は市債なんですが、どの種類の借金をするのかお尋ねします。

財政課長

まず、今4件計上しておりますが、小学校・中学校・幼稚園施設整備事業費、こちらにつきましては合併特例債を活用させていただくということになっております。道路橋りょう整備事業につきましては、一般公共事業債、こちらを活用して実施をするものでございます。

川上委員

この際お尋ねしますが、それを合併特例債で手当てすると、残りの合併特例債の額はいくらぐらいになりますか。

財政課長

今回の9月補正後の合併特例債の活用額が、20億300万円ほどになります。平成18年度からの累計ですと、ハード分で約37億円になります。可能額は464億円になっておりますので、差し引きの残りが427億円ほどになります。

川上委員

そこでですね、新政府が誕生したんですけれども、財政支出について見直しを各分野で図っておりますね。地方財政にも影響があるかと思われませんが、予算計上をしておるんですけども、国の見直しの影響がある分野があるかと思うんですけども、それについてはどういうふうに判断していますか。

財政課長

全体に係る分ですので、私の方でお答えさせていただきます。6月補正以降で、国の経済対策関連の補助事業が、今回の9月補正計上分も含めまして12件ほど計上させていただいております。そのうち、既に交付決定を受けているものが1件ございます。あと、内示を受けているものが6件、残りの事業につきましては、県と協議のうえ今、計上させていただいている状況でございますが、現在のところ県等に確認をしておりますが、予算の凍結、補助金の凍結等の情報は入っておりません。ただ、今後執行に際しましては、十分に県と連絡をとりながら情報収集いたしまして執行をしていきたいというふうに考えております。

川上委員

国の支出金がなくなっても執行したいと今言われましたね。執行してまいりたいというふうに言われたでしょ。

財政課長

本市といたしましても、市の経済対策関連の事業といたしまして、県と協議の上で計上いた

しておりますが、執行にあたりましては国の情報等を、県を通じて入手した中で、十分注意して遺漏のないように執行していきたいというふうに考えております。

川上委員

だから、国庫支出金が凍結になっても執行していくということなんですね。

財政課長

凍結になれば、実施はできないというふうに考えております。

川上委員

凍結になって、できないと思う事業はどれですか。

財政課長

現在のところそういった情報は入っておりませんが、凍結の指示がありましたら、その事業、該当事業が執行できないというふうになります。

川上委員

先ほど7件と言われたでしょう。交付決定が1、内示が6。県と協議の上だけれども、まだ内示決定に至ってないのが7件でしょ。その7件はどれですか。

財政課長

内示を受けていません事業は、まず子育て応援特別事業の関係になります。安心安全な学校づくり交付金、地デジの関係ですね。あと、地域活性化公共投資交付金、これは一部もう通知がっておりますが、そのほかの分がなかったということで、今協議ということでさせていただいております。あと、地域情報通信技術利活用推進交付金、これは防災関係の分で9月に上げさせていただいている分です。あとが緊急雇用創出事業、これは一部申請中のものがありますので協議ということで今整理をいたしております。

川上委員

国からお金が来なくなってもですね、来なくなったら自動的に止めてよいものもあるかもしれませんが、必要があって上げてるわけでしょ、基本的に。ですからその場合、市独自の財源で手当てしてね、やらなくちゃならないという判断も出てくるかもしれないと思うんですよ。だから今、財政課長は、国が止めたらもう全部やめるみたいに言われたんだけど、そういうことをもう決めてるんですか、財務部長。

財務部長

今、財政課長が答弁申し上げておりますように、国の景気対策等の補助金の事業につきましては、一応、特定財源があるということで、必要な事業ということで取り組ませていただこうとしております。国の方が事業の凍結、ならびに見直しがあった場合につきましては、質問者が申されますように市が一般財源を投入しても実施すべきものがあるんじゃないかというご意見でございますけど、これはあくまでも特定財源があるということで取り組んでおりますので、凍結ということになれば実施しないという方向で考えております。

川上委員

例えば、これは質疑をまた後でしますけども、緊急雇用創出事業、臨時特例基金事業、県から556万円追加が来てますね。これなどは非常に大事な、額がもっと出ないのかと思うけど、大事な事業だと思うんですよ。でこれも556万円ぐらいだけれども、県、国からお金が来ないということになればもう手当てせずに、そのまま黙って中止するということなんですか。

財務部長

新聞報道等で示されております内容によれば、地方に影響する部分についてはできるだけ見直しをしないというような報道もっておりますので、そういう方向で期待するわけですが、先ほども答弁いたしましたように、必要な事業とは考えておりますけど、あくまでも特定財源を予定した事業でございますので、その分については交付が見込めないときには実施

できない、しないというふうに考えております。

川上委員

私は部長の答弁は時期尚早だと、国がどうするか決めてないんだから。議会でそういう答弁するのはおかしい。だから住民の、市民の必要性を判断してね、それから市の財政事情も判断してね、その段階で考えるというのが当然だと思うんですよ。部長みたいな答弁だとね、要らないものを何か飯塚市がやっているかのようについ心配してしまう。だから、すべきものは住民と相談して、市独自の財政出動をしてもやっぱりやるということが当然だと思うんですね。今から決めるのはおかしいということを指摘して、ここまでの質問を終わります。

委員長

12ページまでの質問は終わったということですのでいいですね、川上委員は。総務費まで、ほかにありませんか。

( な し )

暫時休憩いたします。

休憩 11:23

再開 11:29

委員会を再開いたします。

次は12ページの民生費から14ページの商工費までの質疑はありませんか。

川上委員

12ページの3款「民生費」の20節「扶助費」、住宅手当緊急特別措置事業給付費が144万円ということで計上されています。これは、配られている予算資料を見ますと、国の1次補正により離職者のうち就労能力及び就労意欲のあるものの住宅、及び就労確保支援ということになっておるんですが、具体的にはどういう事業でしょうか。

保護第1課長

事業の創設の目的というふうに思いますが、住宅手当緊急特別措置事業につきましては、昨年の夏以降、経済金融情勢の悪化に対しまして、国におきましては景気対策回復を最優先課題として、取組みを進めておるところでございます。しかしながら、昨年末以降も景気は悪化が続いており、景気後退の背景に、雇用失業情勢も悪化してきております。このような経済金融情勢等を踏まえまして、本年4月に国におきまして経済危機対策が決定され、その一環として、住宅手当緊急特別措置事業が創出されたものでございます。質問者が言われるとおりでございます。住宅手当緊急特別措置事業につきましては、住宅を喪失した離職者のうちに、就労能力及び就労意欲のある方に対しまして、住宅手当を支給し、住宅及び就労の機会の確保に向けた支援を行うことを目的としておるものでございます。

川上委員

住宅を喪失した人というふうに言われましたけれども、具体的にはどういった方々を対象にして考えてあるのか。先ほど言った補正予算の資料を見ますと、10月1日施行で、基準額3万2千円、対象見込みは月45人ですか。そういうふうになってるんですけども、ちょっとイメージが湧きにくいんですね。もう少し説明してください。

保護第1課長

どういうふうなイメージかと申しますと、企業、会社等の住宅とかそういうふうなものに住んでおられて、景気対策の中で、雇用がストップしたというようなことで、その住宅を失業と同時に立ち退きをしていただくというような事態が発生した場合、その方が次の就労をするために、ハローワーク等を通じまして就労活動をするわけでございますけれども、そういう時に、やはり会社に面接とか、あるいは就労活動をされる時に、住宅もない、安定してないというような事態で不採用になるというようなことが想定されますので、そういう方々のために住

宅を確保していただくというのが大体のイメージでございます。そして、先ほど申し上げました住宅の手当の45月の根拠でございますけれども、これにつきましては、月45人ということではなくて、大体毎月3人というようなことを想定しております。そして、来年の3月までの6カ月間で延べ人数で45人、45月ということで予算を計上させていただいております。

川上委員

職を失うと同時に住むところを失うと、派遣の方とか、そういうイメージが強いのかもかもしれませんが、自分の意思で出ていくという場合もあるかもしれないですね。そういうのも対象になるのか。また、これは市としては、窓口はどこになっておるのか。それから、市民に対する周知はどのように行うのか、まとめてお尋ねいたします。

保護第1課長

自分で失業によって、会社を退職されて自分で出ていく方、そういう方についても、この部分の手当については、住宅がないということで対象にはなっております。この事業の窓口につきましては、これ当初、社会福祉関係、いろいろな窓口が想定されたわけでございますけれども、保護課が、やはりそういうふうな方々の相談窓口ということで一番適正ではないかということで、福祉事務所の保護課で窓口を開設するようしております。市民への周知につきましては、市報いづか、あるいは、ホームページに10月1日現在で掲載をするとともに保護課のカウンターにこのような住宅手当のしおりというのを備え付けております。それと同時に、ハローワークのほうにもこの同様な住宅手当のしおりというのをカウンターに備え付けて、周知を図ることとしております。

川上委員

細かく聞いておきたいところもあるんですけども、このくらいしますが、敷金だとか引っ越し代とか、そういうものないという方もおられると思うんですね。だから、そういう場合は、これは国の事業を10分の10でそのままということのようですけど、市としても財政出動を、そう大きい額ではないと思うので、工夫できないのかというふうにも思います。ご検討いただきたいと思います。

続けていいですか。同じく12ページの民生費ですが、20節の扶助費、高等職業訓練促進給付金、これが追加ということになっておりますけれども、この実績が現状どうなっているのかお尋ねします。

児童育成課長

平成20年度の実績といたしましては、9名の方が資格を取られております。うち、正看護師が1名、準看護師が7名、それから作業療法士が1名、計9名です。本年度は現在のところ、14名の方が受講しております。

川上委員

9人のうち、母子と父子の内訳はどうですか。

児童育成課長

全員母子の方です。

川上委員

父子について、この制度としてですね、不利益なことはないだろうと思うんですね、制度としては。それで、父子のほうがないというのはどういうことだと思われませんか。

児童社会福祉部長

質問されておりますとおり、母子世帯、父子世帯が現在の状況の中でおってある中で、どうしても母子世帯に対する施策というのは、ある一定充実した格好の中での施策は講じられているところであろうかと思っております。本市におきましても、例えば児童クラブの利用料の減免の場合なんかは、これ市の独自施策としての父子家庭での減免制度を設けておるようなとこ

ろでございます。いずれにいたしましても、これはもう従来からですけれども、母子世帯だけに対する支援策ということに限定せず、過去から市長会等を通じて要望いたしております。父子世帯についても同様な施策を講じるように要望しておるところでございますので、今後とも引き続き、国、県に対して、そういった要望活動に取り組んでいきたいというふうに考えております。

川上委員

国が父子世帯を制度上、排除しているという答弁なんですね。

児童社会福祉部長

排除しているという、表現上の問題もあろうかと思えますけれども、ある部分、実際の雇用条件、就労のですね、確保や何かを図る場合において、どうしてもやっぱり男性に比べて女性のほうが、職に就けたにいたしましても給与関係が比較すれば若干低いとか、そういったふうな社会的状況等々もあるという中で、若干の施策の遅れが出ておるということは、私自身も十分認識いたしております。委員ご指摘の部分につきましては、今後も引き続きですね、国、県に対して要望していきたいというふうに考えております。

川上委員

国の制度の中で、部長が言われたような重大な問題を含んでいるのは幾つもあるわけですよ。その時に、当然地方として、今度政権が変わりましたけど、受け入れる余地が大きいかもしれないので、どんどんものを申していくということと同時にですね、必要性和財政の予算規模からいってですね、市が横出する、独自の財政出動でね、その分手当てするというようなことを考えられませんか。制度が、国のお金があるんだったら、それは丸飲みでします、止まればやめますというふうに財務部長は言われたんですけど、そういうわけにいかないでしょう。だから、大事な良い政策が行われる時に不十分さがある、あるいは弱点がある時は、ものを言うと同時に、こういう時代ですからね、飯塚市長の責任でね、財政手当てをすと言っても全然おかしくないんですよ。反対する人、いないと思います。市長、どう思われますか。横出してね、充実する、父子についても。いかがですか。

児童社会福祉部長

委員ご指摘の、市の単費でもっての施策の対応というところでございますけれども、ご承知のとおり、市の財政状況も非常に厳しい中で、こういった国、県のいろいろな施策を活用しながら、職員の知恵を絞りですね、補助制度もいろいろございます。そういった補助制度に乗るように一生懸命知恵を絞り、汗をかいた中で、今後とも住民福祉、市民サービスの向上のために努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

川上委員

そういう答弁は簡単なんですよ。非常に簡単でしょう。汗をかいた、どういう汗をかいたんですか。そんなことを何回も繰り返すよりはね、市長に財政出動できないかと、制度上の手続をこうしたらどうかと、案文くらい作ったんですか。父子についてこういうふうに手当てしたい、お金のこともあろうけど、こういう案文を作ったんだ、と。財政部局と交渉しましたか、児童社会福祉部として。そういう問題だと思っんですよ。お金がいくらかかるか、後で言いますけど、これくらいのお金、出るじゃないですか、いくらでも。

次は13ページの5款「労働費」。13節の委託料、緊急雇用創出事業委託料ですが、これについては県から来たお金が556万2千円ということで、それだけが追加ということで、市の財政支出がないんですね。私は6月にも、非常に重要な、本当に経済的に厳しい状態の方たちが助かる制度なので市が財政支出して、上乘せしてもっと充実するべきではないかと言ったんですけど、県からこれだけのお金が来た、しかし市の財政支出は見られない。どういう議論をしたんですか。あるいはしてないですか、お尋ねします。

商工観光課長

この緊急雇用創出事業につきましては、県が積み立てます緊急雇用創出事業基金をもとに行っている事業でございますので、市の単独支出の部分については考えておりません。

川上委員

質問はかなり丁寧に行っているつもりなんだけど、考えてないというのがわかるわけですよ、これ見れば。だから、どういう議論したかということを知りたいじゃないですか。どういう議論をして、どういう判断をしたのか聞かせてください。

商工観光課長

市の継ぎ足しの分につきましては、検討しておりません。

川上委員

議会で議論をしたことについては全然無視をしたということでしょうか。この間の取組みについて、緊急雇用創出事業という点でいうとね、この間の取組みは効果があったと考えていますか。それとも税金の無駄遣いというように考えてるんですか。

商工観光課長

この緊急雇用創出事業につきましては、先ほど言いましたように県の基金をもとに雇用を創出する事業でありまして、現在予算的には130名ほどの雇用の創出が見込めております。この緊急雇用対策事業によります雇用創出の効果は、あるというように認識しています。

川上委員

効果があるんだったら、もっと膨らませて充実しようというような議論をしてもおかしくないんですよ。なぜしないんだろうと思うんですよ。鯰田工業団地で、雑木の伐採量が増えました、ああそうですかと、440万円ですよ。ぽんとお金を出す。440万円は結果的として440万になっただけでね、もっと大きかったかもしれないんですよ。だから、心の置き所がやっぱりおかしい。

それから、ちょっと遡りますけど、民生費の児童福祉費の委託料と負担金補助及び交付金に、子育て応援特別手当が相当額計上されています。これについてお尋ねしますが、この事業の目的は何ですか。

児童育成課長

現在の厳しい経済状況下におきまして、幼児期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成21年度の緊急措置として実施されております。小学校の就学前3年間の子供を対象として、一人当たり3万6千円を支給することとなっております。対象者は平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれたお子さんとなっております。

川上委員

目的をお尋ねしているんですけど、目的、ないですか。

児童育成課長

平成20年度も実施されましたけど、今年度はさらに全体の個人所得が減少するなど、現在の経済情勢は引き続き大変厳しい状況にあることを考慮し、今回、平成21年度に限り対象者を第1子まで拡大して再度実施することといたしております。

川上委員

子育て応援のためですよ。それで、この特別手当は、国としてはですよ、手当を受け取ったご家庭がどういうことに使う、あるいは使われると期待しているんでしょうか。

児童育成課長

厳しい経済状況の中、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対する配慮として支給されたものであり、基本的には子育てにかかる費用に充てられたものと考えております。

川上委員



何に使われるかわからないですね。定額給付金の時には、差し押さえてはいけないとか言ってたんですね。この特別手当については保全措置が何かありますか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:54

再開 11:55

委員会を再開します。

児童社会福祉部長

平成20年度、最終的には9月の14日までだったか、現在の子育て応援特別手当につきまして、約1,700名の方に3万6千円の手当を口座振込で振り込みをさせていただいております。一応、基本的には100%の達成率になった中で、口座に振り込んだ後、例えば今までいろいろご指摘いただいているような差押え等によってですね、手当が使えなくなったというようなご相談、またそういった情報というのは、担当課といたしましては1件も把握いたしておりません。たまたま児童社会福祉部は保護課も所管させていただいております。保護課のほうにも、子育て応援特別手当を差し押さえられたから生活保護の申請をお願いしたいというようなご相談も、現在のところ1件もあっておりません。つきましては、先ほど課長も答弁いたしましたように、就学前3年間の子どもさんに対する教育の助成という目的のもとで施行されました手当制度でございますので、学用品とか衣類関係とかですね、ご家庭によったら外食を楽しみましたとか、私もいろいろお話をお聞きする中では非常に保護者の皆さん方ですね、喜んでおられる制度であったというふうには考えております。

川上委員

手当の保全措置は別に国から言ってくるということですね。だからそういう意味では、今、児童社会福祉部長が言われましたけど、それを差し押さえられたとかというような話は聞いてないということなんだけど、そういう意味では、今後そういう話があった場合は部長のほうで取り返してもらえますか。

児童社会福祉部長

仮定の話でございますので、そののところにつきましては担当部が違います。そういったところまでならないように、関係部と連携をとった中で対応はさせていただきたいというふうに考えております。

川上委員

じゃあ、財務部のほうで何か答弁しておきたいことはありますか。

財務部長

この件につきましては、定額給付金の時にも答弁申し上げたと思います。定額給付金も、定額給付金を目当てにして差し押さえるというようなことは当然いたしませんので、もし差押えした中に、そういう国からの支援措置ということが判明した場合につきましては、相談の状況によりますけど、それを戻すということはさせていただきたいというふうに考えております。

川上委員

その答弁を確認しておきたいと思います。私のここまでの質問を終わります。

委員長

ほかにこの関係で質疑はありませんか。

八児委員

健康づくり推進費でございますけども、一般質問させていただきましたが、確認の意味を含めてお願いしたいんですけども、がんの検診率の目標が50%ということですけども、現在、市の受診率というか、この前は答弁でも50%とかいうふうにあったんですけど、そこら

辺、確認したいんですけど、よろしいでしょうか。

健康増進課長

平成20年度のがん検診の状況から、お答えさせていただきます。各がん検診をいたしておりますけれども、胃がん検診の受診率といたしましては9.9%、肺がんが4.7%、大腸がんが5%、前立腺がんが7.9%、子宮がんが1.2%、乳がん健診が、マンモグラフィーと併用の場合が8.2%、触診の場合が9.8%というふうになっております。

八児委員

わかりました。大体ですね、50%を目標ということで行かれてると思いますので、そこら辺をもう一度確認します。

健康増進課長

50%というのは、国のほうが受診率を最終、50%程度ということにしておりますけれども、これは職場の健診とか受けられる方、これは一般の住民の方、全部を対象としたうちに、それを除いた形で50%程度ということを目標にしております。

八児委員

だいたい中身はわかりました。それで、本当にやはり、がんが蔓延しておるとするのはこの前ちょっと言ったんですけども、やはりしっかりと推進をやっていくところがあるんじゃないかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、これが1年間の事業ですので、これについて国、県のほうから何か別に、来年度からの関係で一応、言ってきていることがありますか。

健康増進課長

現在のところ、国の方針といたしましては今年度の状況を判断しまして、翌年以降の実施を考えたというふうに、国のほうでは方針を持っております。

八児委員

そしたら、そういうことでしっかり、国に要望を上げていただきたいと、そのようにお願いしておきます。以上です。

委員長

ほかに12ページから14ページまでに対しての質疑はありませんか。

( な し )

暫時休憩します。

休憩 12:04

再開 13:00

委員会を再開いたします。

次に14ページ土木費から16ページ教育費までの質疑を許します。質疑はありませんか。

上野委員

14ページ、土木費、都市計画費、都市計画総務費の委託料、中心市街地活性化基本構想作成委託料についてご質問させていただきます。まずこの基本構想、飯塚市における位置付けはどのようになりますか。

商工観光課長

この中心市街地活性化基本構想の位置付けといたしましては、まず上位に総合計画がございますし、その下位に都市計画マスタープラン、その下位に中心市街地活性化基本計画というふうな位置付けになります。

上野委員

この中心市街地の対象地域はどこに当たりますか。

商工観光課長

中心市街地の範囲といたしましては、旧活性化基本計画では、飯塚バスセンター、アーケード商店街周辺地域と新飯塚駅、新飯塚駅商店街、飯塚病院周辺地域及び飯塚橋から飯塚駅周辺地域の約160ヘクタールでありました。今回の計画でも、これを基本に区域設定を検討していきたいと考えております。

上野委員

県内でこの計画の認定を受けた自治体はどのようなところがありますでしょうか、ご紹介お願いいたします。

商工観光課長

現在、福岡県内で中心市街地活性化基本計画の認定を受けておりますのは、久留米市、北九州市、北九州市は小倉と黒崎の2計画、及び直方市の、3市4計画でございます。

上野委員

この作成委託に係っては、県の補助金が400万円、半分ついてるんですが、この補助金について申請期限というのは設けられておったんでしょうか。

商工観光課長

中心市街地活性化基本構想作成委託料に関します街なか活性化促進事業補助金でございますけど、今年度いっぱい申請要件となっております。

上野委員

この計画はですね、飯塚市全体における中心市街地の活性化ということを目的にされてある計画の策定、構想なので、大変重要なものではないかと私は思うんですが、執行部のその見解を教えてください。

企画調整部長

本市のまちづくりにつきましては、第1次の総合計画に基づきまして本市の活性化を図るための事業を推進しているところでございます。まず手始めとしまして、本市の中心地でございます中心市街地、これの再生さらには活性化のために、このような基本計画の構想の策定委託料を今9月議会の補正予算として計上させていただいております。しかしながら、合併しまして4年目を迎えております。本市のさらなる活性化を図るためには、この中心市街地の活性化はさることながら、各地区、旧4町でございます、これにつきましては活性化も併せまして、本市としてさらなる取組みを行っていきながら、飯塚市全体の浮揚発展、活性化に向けて努力していきたいというふうに考えておるところでございます。従いまして、まずはこの中心市街地ということで、このような委託料を計上させていただいております。

上野委員

飯塚市にとって重要な計画と認識されておられるんですね。ご答弁お願いします。

企画調整部長

先ほどご答弁申し上げましたように、まずはこの中心市街地ということで、ここは喫緊の課題であり、飯塚市にとって重要な課題と、重要な施策ということで計上させていただいております。

上野委員

そんなに重要な計画なんで、なぜ期中に上げられるのかなと思うわけなんですよ。当初予算に計上すべきものであるというふうに私は考えておりますが、この時期に上げられた理由があれば教えてください。

商工観光課長

中心市街地活性化基本計画につきましては、国の法改正後、平成19年度から市民ニーズ調査、アンケート調査を行い、経済産業省の中心市街地活性化に取り組む市町村に対する立ち上がり支援、助言事業を受け、準備を進めてきたところであります。この間、基本計画策定に係

る関係課長会議も開催してきたところでございます。現在の井筒屋の撤退問題にもありますように、昨年の世界同時不況後、本市の中心市街地の活力が急激に落ち込んでおり、早急に中心市街地としての求心力を確立する必要があるため、今回の補正予算に計上させていただいているものでございます。

上野委員

今、ご答弁の中で井筒屋の問題が出てきましたけども、中心市街地に関しては陳情や請願がたくさん出されておりますが、これが今回の上程のきっかけのひとつというふうにとらえてよろしいんですか。

商工観光課長

この中心市街地活性化計画、先ほども言いましたように飯塚市中心市街地の活性化を図るための計画でございますので、今言われました井筒屋に対する陳情、その他の関係で今回上げているということではございません。

上野委員

そうですね、陳情や請願があっという間に予算上げてたのでは、とんでもないことになりますから。昨日の経済建設委員会では継続審査というふうになったようですが、高齢者用の高層住宅企画調査についての請願書、また新聞報道でされました子育て関係施設を民間所有の建物に入れるなんていうことを手がけるための理由作りのような気がしてならないところなんですけど、先ほど言われた、今回の構想の上位計画にあたる第1次飯塚市総合計画、これにのっとった計画策定と考えて間違いはないですね。

総合政策課長

先ほど答弁いたしましたとおり、最上位計画の総合計画の下位計画になるということでございます。

上野委員

お手元にあるかどうかわかりませんが、第1次飯塚市総合計画21ページの土地利用構想の中で、中心市街地域というのがございます。その整備方針の中の一行目途中からちょっと読みますと、既存の文化施設等の有効活用により拠点強化を図ることが載っておりますが、この中心市街地における既存の文化施設、飯塚市はどのようなものがありますか、お尋ねいたします。

商工観光課長

この既存の文化施設等の有効活用ということで、コスモスコモン、コミュニティセンター等がこれに当たろうかと考えております。

上野委員

同じくその項ですが、下から5行目途中からですね、市街地近接居住機能及び歴史文化機能等の一層の強化に努めるという文言がございますが、これも頭に既存のということが付け加えてあります。また総合計画の50ページになりますけれども、真ん中に交流空間や広場など公共的機能の充実を図るというふうに公共的機能についても述べられておりますが、この文章の大前提は本市の風情ある町並み演出などにより、散策空間の創出というふうになっておりますので、この総合計画に基づいて計画を策定をしていただくということになれば請願や報道されたような内容とは本質的に違うというふうに理解をしております。

企画調整部長

質問者、今言われますとおり、この第1次の総合計画中には既存の施設を活用するとあります。それから、既存の歴史文化機能等の一層の強化に努めるということで、この中心市街地の活性化を図るというような意味合いでございます。基本的には、ここにしっかりと重点を置きながら、そしてこの基本構想を立てていきたいというふうに考えております。

上野委員

その旨、受託企業の方々に指示徹底していただきますようお願いを申し上げます。そもそも、公共施設が民間へ入居することへの問題点はたくさんございます。また老舗百貨店、今、井筒屋というふうなご答弁がありました。営業継続のための陳情もありますけれども、飯塚市の周辺地域には日常生活物品を購入するスーパーがないところもあります。また、市営住宅のストック計画がままならない中、新規高層住宅の具体的な構想などを飯塚市が手がけるべきではないのじゃないかというふうに私は考えておりますので、一応申し述べさせていただきます。

続いて周辺地域との関係についてお伺いをいたしますが、飯塚市政において中心部と周辺部とは、政策比重が違うのでしょうか、お伺いいたします。

企画調整部長

中心部と周辺部との違いがあるのかという御質問でございます。飯塚市としましては、その地域地域の特性特色、これを十分に活かした中でのまちづくりを推進したいというふうに考えております。従いまして、中心市街地は中心市街地としてのしっかりした位置付け、それから周辺部にも、周辺部としての特色がございます。この特色と特性を活かしながら、まちづくりを進めていきたいというふうに考えております。しかしながら、ならばどこがどういう特色があるのかということにつきましては、この場でなかなか申し上げられませんが、その地区地区の特性特色を活かしたまちづくりを推進していきたいというふうに考えております。

上野委員

ありがとうございます。では、なぜ、この中心市街地の基本構想を策定されるときに、周辺地域の計画も同時に手がけていただけないのか。一緒にやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

企画調整部長

先ほど来から答弁してまいりましたように、飯塚市は、この特性、特色を活かしたまちづくりを推進しております。しかしながら、まずはこの中心市街地からということで手がけたいというふうに考えております。しかしながら、飯塚市の活性化を図るためには、各周辺地域の活性化も必要でございます。これにつきましても、早く特性を活かしたまちづくりに取り組んでいきたいというふうには十分に考えております。

上野委員

いつ計画策定していただけますか、周辺地区については。

企画調整部長

合併しまして、もう3年が経過しまして今4年目に入っております。早く手がけていきたいというふうに考えておりますので、いつからかとおっしゃって、ここで年度を明言せよと言われても、なかなか難しい問題でございますので、早く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

上野委員

中心市街地、今回作っていただく基本構想についても、ここだけ考えてもいいものできない、虫食い状態になると思うんですよ。やはり周辺地域との往き来であったり、またどのような人的な交流を図るのかも大変重要だと思うんですね。ですから、基本構想、今年度中の作成という予定になってますが、周辺地域についても当然、今年度中に着手をしていただけないと、まず言われるように中心市街地ありきで周辺部はそれに合わせてこいというふうにも聞こえてくるんですね。ぜひ周辺地域の計画策定、いつごろになるのか教えていただけませんか。

総合政策課長

質問者おっしゃるとおり、旧4町のまちづくりも大変重要ということも考えております。ま

た合併した現在ですね、飯塚は一つという認識も大事かと考えておりますが、それぞれ旧4町の特色を活かしましたまちづくりの具体的な指標を定めまして、それを目標に取り組みを進めることも重要であると認識しております。先ほど部長も申しますように、今後その構想等について早い時期に研究、検討してまいりたいと考えております。

上野委員

もうこれ以上やっても多分それ以上の答えは聞けないでしょうから、その時期についてはご質問することをやめますが、コンパクトシティ構想というのは、どこかに人の流れを集めてという考え方は非常に重要だし大切なものであると思うんですね。飯塚市全体を考えると、今言われたように中心市街地がそこに当たるんでしょうけど、飯塚市、広くなった飯塚市の中に1ヶ所だけでいいのかというと、そうじゃないと思う。周辺の旧自治体についても、そういった人が集まるような所が1つずつは最低でも必要じゃないかなというふうに考えるわけです。ですので、この中心市街地、基本構想を作成するに当たってもですね、その中で周辺地域との関わり合いを十分に考えていただき、また、今、部長も課長も早くやるということですので、明日になるのか来月になるのか分かりませんが、ぜひとも早い機会に形になるように取り組んでいただきますように要望いたしまして質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

関連がありますので、今の中心市街地のことについて、スケジュールがどうなっているかお尋ねします。

商工観光課長

中心市街地の基本計画の策定についてでございますけど、今回補正予算に計上しております基本構想の策定を来年3月までにいたしまして、来年度、中心市街地活性化協議会を立ち上げていただき、基本構想をもとに協議検討を行いたいと考えております。来年の10月を目処に内閣府に申請を行い、年度内の認可を目指したいと考えております。なお、中心市街地活性化基本計画の実施期間につきましては平成23年度から27年度までの5カ年を予定しております。

川上委員

事業費はいくらで、財源はどういうことになりますか。

商工観光課長

事業費につきましては、この基本構想の中でメニューを出しまして、これから検討ということになりますので、現時点での事業費等については把握をしておりません。

川上委員

そんなことはないでしょう。これ、入札するんですか。

商工観光課長

今回の基本構想作成の委託料につきましては入札を行いたいと思っておりますけど、委員ご質問のこの中心市街地活性化基本計画に基づく事業費については、現在のところでは把握をしておりません。

川上委員

予算計上されている委託料についてですけども、入札するんですね。仕様書ができるでしょ。で、いくらかかるかわからないものを作ってくれという仕様書になるんですか。目尾地域振興計画を旧飯塚市が作りましてしょう。玉野総合コンサルタントに委託をしたんだけど、計画書が出てみたらね、145億円の事業だったんですよ。それは後に133億円まで減額になるけど、破綻したでしょう。事業費がどのくらいになるかわからないようなものを作ってくれと、

そういう仕様書で委託をするんですか。経済部長、どうですか。

経済部長

先ほど商工観光課長がご答弁いたしましたように、今年度8百万円の予算計上をさせていただいております中心市街地活性化基本計画の策定に伴う構想作成のための委託料であります。でありますから、委員ただ今ご指摘の、具体的にハード事業、ソフト事業を何をするのかというのは今から詰めてまいります。私どもが考えてる基本的な大きな課題としてとらえておりますのは、中心市街地のまち中で現在大きな活性化の課題となっております本町の火災跡地の問題、それから大きな商店街の空き店舗でありますダイマル跡地をどうするのかという問題、それから2階以上が使用不能となっております西鉄のバスセンターをどのように有効活用するのかという問題などなど課題を提起いたしまして、これについて具体的にどういった活用策が考えられるかというのを、この構想の中で詰めてまいりたいとふうに考えております。その具体的な事業の実施につきましては、民間でやるのか、それとも公の、私ども行政が主体的にやるのかということについても、コンサルと十分この中心市街地活性化の有効な制度活用を見通しながら、今後検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、具体的な事業費の概要はそうした検討を重ねる中で、具体的な数字が見えてくるものというふうに考えております。

川上委員

今の部長の答弁は、考えていることの一部を言われたんですね。新飯塚駅前、新飯塚商店街から飯塚病院付近まで含むような相当広範囲な活性化を検討するわけでしょ。飯塚のほうの中心商店街あたりの話だけではないでしょう。どうして全面的に答弁しないんでしょうかね。どうですか。

経済部長

ご指摘のとおりでありまして、今、私が、今回作成しようという構想の一例をお示ししましたただけであります。でありますから、商工観光課長が先ほど、今回考えている想定区域についてご答弁申し上げておりますけれども、委員ご指摘のとおり新飯塚地区も入りますし、そうした中で具体的に活用、活性化策、どういったものがあるのか、これを具体的にこうした中活の制度と照らし合わせて、補助制度として有効に活用できるのかできないのか、そういったことも今後の財源確保の観点からも十分に検討がなされて、実施可能な計画でないとし、中心市街地の活性化基本計画として国に上げることはできません。この中心市街地活性化基本計画の基本的要件といたしまして、絵に描いた餅では駄目だと、実現可能な計画ということが大前提となっておりますので、そうした計画を今回作成いたしません構想の中で十分に詰めてまいりたいというふうに考えております。

川上委員

旧飯塚はですね、1998年から行革を始めていくんですよ。もちろんそれ以前もあるけれども、で、98年、99年、その後第3次まで行くんだけど、その時の行革の目的は、財政困難な折なんだけれども清掃工場を造らなきゃならない。それから、それとの関係も含めて目尾地域振興基本計画やらないといけない。それから新飯塚駅前の開発をやらないといけない。それから吉原町の「あいタウン」開発をやらなくちゃならない。この4つの大きな事業をやらないといけないので、行革やりますというのが書いてあるんですね。今、我々がどういう状況で市政運営をされている、しているかということは、あなた方、考えないといけない。この野放図な形でコンサルに委託して、800万円ぐらいだからと思われてるかどうかわからないけども、その800万円から、先ほど言ったような、玉野総合コンサルが描いたような絵が出てきたらどうしますか。だからあなた方は、最初に仕様書出すでしょう。こういう内容ですよ、こういうことですよと、その中に自ずとその事業費の規模が頭の中になんかいないといかないでしょう。いくらになってるんですか。

経済部長

先ほどからご答弁いたしておりますように、行政が担う事業、そして民間でやっていただく事業というのは今後この計画を詰めていく中で決定して具体的な姿が見えてまいります。確かに委員ご指摘のとおり、私どもが考えております、私が先ほどご答弁いたしましたようにいくつかの課題はクリアしなきゃならないというふうに想定いたしておりますけども、先ほど申しました、例えば本町の火災跡地の整備につきましても行政が主体的にやるのか、それとも民間の力で、民間の活力を利用して火災の跡地の整備を行うものか、そうしたものも今回の中心市街地活性化の制度の補助金のメニュー等をコンサルと一緒に検討しながら決定をしていきたいというふうに考えておりますので、今、委員ご指摘の具体的な総事業費というものにつきましては、その方針を決定する中で具体的な数字、形が見えてくるものというふうに判断をいたしております。

川上委員

1991年にバブルが飛んで、アメリカが日本に430兆円だとか、640兆円だとかね、公共投資計画を作れと言って、地方自治体は相当補助金行政させられたでしょ。ハード事業をさせられた。そのうち国は補助金も出せなくなったので、後で交付税の中に借金返しの分を入れるからと言うんで、借金してどんどん公共事業やってくれというような流れで、先ほど私が言ったような旧飯塚は4つの事業をやったわけですよ。それが破綻していく。折からの経済危機もあって、今、土木建設業はもうどうしたらいいのかという状況ですよ。もう目も止まって久しいわけですよ。遠賀川の工事も終わった。今から何があるだろうかというようなところでしょう。そういう時にあなた方は、鯉田工業団地があるわけですよ。これももうすぐ終わる。そうするとね、あなた方が事業費、金に糸目をつけないような事業をやるかとコンサルに頼むという流れになってるんじゃないんですか。そして、その取っ掛かりを本町の、中心商店街の振興、再生にこと寄せているという形じゃないんですか。あなた方は今まで、先ほど言った新飯塚駅前前の広場の問題とか、使われない広場の問題とかね、それから最近少し盛り返してるけれども、成功したとは言えない「あいタウン」事業についてね、きちんとした総括をした上で、今あなたが設定したような広域エリアの活性化をどうするかを考えないといけないでしょう。今、経済部長が答弁したぐらいのことでは、新しい国民の意思を受けている面が強い新政府、新しい政権のもとでは通らないでしょう。いくらかけるつもりですかと聞かれるでしょう。飯塚にそんな金あるんですか、と。民間も含めてですよ。答えられないでしょう。来年の12月に内閣が云々と言われましたけど、通るわけないでしょう。そういったところまで考えてこの予算は計上していないんですか。

経済部長

委員ご指摘のようにですね、今回私どもが平成22度、来年度に策定をしたいというふうに考えております中心市街地活性化基本計画の認定制度の一つの要件といたしまして、先ほど私がお答弁しました内容も含んでおるわけでありましたが、委員ご指摘のように本市における現在の活性化施策等の洗い直し、その成果はどうであったのかということも申請の一つのポイントとなってまいります。そうしたことから、当然のことながら、基本計画に掲げます内容の事業費の裏打ちがないような、先ほどの、表現は適切かどうかわかりませんが、絵に描いた餅のような計画では認定を受けられないというふうにご説明申し上げましたが、まさにそうした審査の内容が厳しいものになっております。その反面、この中活の認定が受けられれば、有利な補助金制度が受けられるという利点があるわけでありまして、そうしたハード整備を目的に、実現するためにこうした中活の認定を受けようとするものでありますので、その点についてはご理解を頂きたいと思っております。

川上委員



私はこの地域の発展についてはですね、豊かな農村の自然に包み込まれるような、あるいは支えられるような形で地元の中小業者が支える中心商店街、中心市街地の活性化というのがあると思うんですよ。で、そういう意味では無駄な公共事業をね、国が地方に押しつける、時代の残りがすのような、誘導に基づく活性化事業というのはこれから先は認められないと思うんですね。だから、本当の意味での住民参加の活性化策を考えるのならいいけれども、今言ったような昔のそういう名残を持ったような形では持ちこたえられない。市長がおられなくなり、あなた方もおられなくなった後にどういうまちができているのか、どういう借金を市民が抱えざるを得なくなるのか、そういったことまで心を寄せて考えてもらいたいと思うんですよ。これについては終わります。

次に、14ページの8款「土木費」、13節「委託料」、黒岩・堤田道路改良測量調査設計委託料2,700万円についてお尋ねをいたします。この黒岩・堤田線というのは、どこにある道路ですか。

産学振興課長

国道200号バイパスの鯉田共同浄水場付近下の県道鯉田停車場有井線へのアクセス道路でございます。

川上委員

アクセス道路は北からと南からと両方あるでしょ、どちらのことですか。

産学振興課長

南側でございます。

川上委員

南側ですかね、工業団地側というところですね。それで、この道路をどうしようというんですか、この委託料は。

産学振興課長

現在の道路はご存知のように道幅が非常に狭くなっておりまして、大型車が左折しにくい状況となっております。今後、鯉田工業団地の造成に伴いまして大型車両等の通行が増加するというのを考えました場合に、国道200号バイパスに信号機が設置された交差点が必要になってくるといふふうに考えております。また、現在の取り付け道路には歩道が未設置でございまして歩行者の安全を確保する必要があること、また一般車の利便性の向上というようなことを考えまして、この道路、アクセス道路のですね、新設改良について調査設計をするというものでございます。

川上委員

今、新設と言われたでしょ。新設とはどういう意味ですか。

産学振興課長

付け替えというような意味でございます。

川上委員

補正予算資料4ページには、平成22年度新設工事実施予定と書いてありますね。これは、現在の黒岩・堤田線を廃止する、で、別に造るということ言ってるんですね。理由は先ほど言われましたけど、根拠薄弱と。もう少し聞いていきます、後で。それでね、新しい道路はどここのところに通そうと考えてるんですか。

産学振興課長

現在の取り付け道路よりも、直方寄りのところを考えております。

川上委員

450から500mぐらい。で、そこにどういう規格の道路を造るんですか。

土木建設課長

車道幅 8.5 m、歩道 2.5 m、全幅員 11 m の道路を計画しています。

川上委員

それが必要かどうかは、また後でお聞きいたしますが、この土地は現在、誰の土地ですか。

土木建設課長

三菱マテリアル及び飯塚市でございます。

川上委員

三菱から土地を取得するんだけれども、購入するんですか。あるいは、また土地交換をするんですか。

土木建設課長

交換で、等価交換で考えております。

川上委員

三菱は市のどの土地を欲しがっているのか、あるいは市はどの土地を差し出そうとしているのかお尋ねします。

土木建設課長

まだ具体的にそういう方向のお話を、今から詰めるということでございます。今回の委託に応じまして、路線、法線決定をする中で協議していくということでございます。

川上委員

世界の三菱がそのようなことをしないと思います。旧飯塚市が合併前に、二十何年にわたってやってなかった八十数カ所の土地交換を、縄田企画調整部長のもとで半年で一気にやってしまった。で、現地調査に行きました。飯塚市が三菱に渡すものはどこかと、行ったんです。行っても、それが無い。見当たらない。三菱の土地の真ん中に市の水路が走ってるわけですよ。もう廃止してるんだけど、水路なんです。もう見当たらない。なぜか。三菱が埋め立ててるから。三菱の筑豊事務所の向かい側に門扉があります。その向こう側に続く、もう取られてるわけですよ、最初から。1カ所だけじゃないんですよ。何カ所もある。そういう三菱が、これから測量委託かけた後に土地交換の場所を相談するとか、あり得ない。あなた方は正直に言ってない。どこを三菱が欲しがってるのか、あなた方はどこならいいと言ってるのか、協議の様子を聞かせてください。

企画調整部長

今回の取り付け道路の計画予定地につきましては先ほど産学振興課長が申し上げたとおりでございます。この取り付け道路は、造る際に私が三菱マテリアルのほうに行きまして、このような必要な道路がどうしても、計画してるというご相談に行きました。この取り付け道路の予定地は三菱マテリアルの所有地と飯塚市の市有地という部分にまたがります。三菱マテリアルの用地につきましては山林でございます。この山林の部分がこの取り付け道路の大半を占めております。従って、まずは無料でくれないか、このような鯉田工業団地のためにもこの取り付け道路が必要であるから、無償でくれないかというような強いお願いは、私、してまいりました。しかしながら、工業団地については三菱も最大限の、飯塚市の発展のためにご協力しようということで、実質無償で飯塚市に提供したというような実情がございます。取り付け道路も同じような形で何とか無料でくれというようなご相談を再三再四申し上げたんですが、取り付け道路だけについては何とか有償ということで相談できませんかというような、1回目のご相談はそういうことでございました。しかし、飯塚市はこのように発展のために頑張ってるし、財政も厳しいから、何とかというお願いをしましたけど、有償でということでありました。ならば一步譲って、この取り付け道路の近辺に市有地がありますねということで、それならその市有地と、この三菱マテリアルの所有地との等価交換でいかがでしょうかというようなご提示がありましたので、ならばそういうことで等価交換ということで、させていただきたいとい

うような、向こうからのご相談もありましたし、こちらもそのようなことであれば、何とか、そんなふうにしていただきたいということで話は終わりました。しかし、まだまだ今、どの土地と、どこどこを等価交換するかというような状況には至っておりません。従いまして、今後、等価交換でございますので、金額に見合うだけの土地と土地の交換ということで協議を進めてまいりたいというのが現状のお話でございます。

川上委員

三菱にとっては自分のどうにもならないような山の真ん中に幅員11メートルの高規格道路が走る。そして国道200号に交差する、Tの字でしょうけど。その付け根あたりの市有地が手に入る。何にでも使えますね、この市有地は、三菱にとっては、一番いいところじゃないですか。今、縄田部長は二度、三菱とお会いになったというふうに言われたんだけど、三菱マテリアル筑豊事務所のことですね。山本課長でしょう。いつといつ、お会いになったんですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:44

再開 13:44

委員会を再開いたします。

企画調整部長

6月の中旬に1回と7月の頭か6月の下旬に1回ということで、2回、私のほうから三菱マテリアルの筑豊事務所に行っております。

川上委員

経済建設委員会に提示された工業団地造成工事変更内容の経緯というのがありますが、それと見比べると、浅層部の土壌の改良が終わって中層部の土壌改良に入ろうとするその時期ですね、丁度。で、新しい軟弱地盤層が、最初のが徐々に出現する頃ですよ。6月24日からだから、新たな軟弱地盤が出現と言ってる前に第1回目、行ってる。そして二つ目の軟弱地盤が7月14日に見つかるんだけど、その頃にもう1回行ってることになるんですよ、時期的にはね。それで、今度、測量調査設計の委託、三つの委託料が2,700万円なんですけど、この工事費用はどれぐらいかかると思われますか。

土木建設課長

まだ今から委託をするわけでございまして、正確なものはその中で金額の部分が出てくるようなことになるわけでございますが、概算で2億円程度くらいではなからうかというふうに考えております。

川上委員

そんなこと言って大丈夫ですか。それで、工業用地環境整備補助金、これで1,350万円、県に応援を頼んだんですね。この申請を出したのはいつですか。

産学振興課長

県の企業立地課の担当職員と打ち合わせをいたしておりますけれども、まだ申請書の提出までには至っておりません。

川上委員

打ち合わせはいつですか。それか、打ち合わせだけで予算計上して大丈夫ですか。

産学振興課長

県の補助金といたしまして、こういう補助金があるということを以前から知っておりましたので、企業立地課のほうとは常々打ち合わせをさせていただいておりました。ちょっと日にちはよく覚えておりませんが、飯塚市のほうにも担当者が来て、現地も見ております。そし

て予算的なものも含めて、県のほうに間違いないかという確認をいたしまして、このような予算計上をさせていただいております。

川上委員

工業用地環境整備補助金というのは、設計委託料だけ面倒見ますよということじゃないでしょう。委託料も対象になるし、工事費そのものも対象になるでしょう。だからあなた方がきちんと福岡県に、設計はこれくらい、工事費はこれくらいかかると言うよというのを言って相談してるはずなんです。それで、現地調査に来たと言ってるんだけど、それはいつですか。

産学振興課長

昨年のお12月くらいにお見えになっております。

川上委員

1月17日に準備作業中のバックホウが埋まるという前なんですね。だから、12月、とっくの昔にあなた方は、ここに道を付けることを考えて福岡県と協議をしたということになりませうけど、そういうことですか。

産学振興課長

先ほど申しました取り付け道路、現在の拡幅の問題とか、この交差点の改良について必要性があるだろうということで、県のほうといろいろ打ち合わせをさせていただいたということでございまして、この時期に新設道路が必要だとかそういうところまで協議をしたわけではございません。

川上委員

じゃあ、この道路が必要だというのは、いつどこで決めたんですか。

産学振興課長

今年の6月、日にちははっきり覚えておりませんが、6月だったと思っております。

川上委員

どこで決めたか、わからないんでしょう。それで、現在の道路はどうするんですか。

土木建設課長

基本的には今、市道として管理しておりますので、付け替え道路ができれば、市としては廃止というふうを考えておりますが、所有者が国の道路で管理が県ということで、そこら辺の協議も含めた中でいきたいというふうを考えております。

川上委員

ということは、まだ国、県とはこの件については相談していないんですね、担当部とは。

土木建設課長

県のほうには6月上旬に、県のほうで施工できないかとかいうふうな申し入れを行いました。いろいろ、市道だから難しいという返事の中で、県庁のほうにも7月になって伺い、申し入れをしていったところでございます。

川上委員

ということは、道路の付け替えを県として行ってくださいというのを相談に行ったんですね。で、まさにその最中に、縄田部長は飯塚市の立場で市道を造りたいということで三菱と土地交換も含む話し合い、交渉をしておったということなんですね。で、企画調整部は市道としての付け替え、都市建設部のほうは県道として行ってくださいという話でしょう。同じ市長のもとで違う道をそれぞれに走っておったわけですか。

企画調整部長

お答えする前にちょっと訂正させてください。今、手元に私が三菱マテリアルに行きました日にちが判明しましたので。6月の中旬と申し上げてましたけど、7月14日の火曜日と、それから7月22日の水曜日、この2回、私は三菱マテリアルのほうに行っております。

この取り付け道路につきましては先ほどご答弁申し上げましたように、鯉田工業団地にとりまして極めて重要な道路でございます。これを市道でいくのか、また県事業でいくのか。こちらあたりは担当課のほうが県との調整を図っていたということは、私、十分に承知しております。しかしながらこの土地は、現在、三菱マテリアルの土地でございますので、仮に飯塚市が市道として造る場合にはそのような形でどうですかというようなご相談を申し上げたということでございます。

川上委員

縄田部長は都市建設部がそういう動きをしておるのを承知した上でね、三菱に市道としての相談に行った、と。で、あなたが相談に行ったというのは市長、副市長承知の上で行ったんですか。あなたが行ったんですか、それとも、三菱に呼ばれて行ったんですか。

企画調整部長

先ほど申し上げましたように、飯塚市にとりまして重要な取り付け道路でございますので、私の方から三菱のほうに行きまして、この取り付け道路の予定地について無償でくれないかというようなご相談に行ったわけでございます。しかしながら、先ほども答弁しましたように、三菱としては等価交換でということになりましたので、飯塚市もこの土地については等価交換で進めようということで決定したわけでございます。

川上委員

市長と副市長の指示であなたは行ったのかどうかを先ほど聞いたんだけど、答弁がない。どうですか。

企画調整部長

当然、副市長にも市長にも相談した上で、私は名代として、いわゆる市長、副市長の代理として三菱との交渉を務めたわけでございます。

川上委員

その時の条件は、三菱が等価交換を要求したら等価交換でいこうと言ってよいと市長が言われたんですか。

企画調整部長

先ほど答弁しましたように、無償ということで当初は進めておりました。しかし三菱も無償ということは難しいので、等価交換ということになりましたので、私も、副市長にご報告を申し上げてこのようなことになり、また、先ほど言いました土地の部分についてはさらに協議を進めていかなければいかんということでございます。

川上委員

あなたはね、副市長に事後報告したわけですね。三菱との関係でね、土地の交換で済ませると。無償譲渡じゃなくてね。事後報告をした、と。で、市長と副市長はあなたに事後報告でよいと、全権委任をあなたにしたんですか。そういう行政ルールがあるんですか。あなた一人で行ったんですか。向こうは誰と誰が対応したんですか。

企画調整部長

そのような形で三菱に2回交渉しまして、向こうは等価交換ということでの提示がありましたので、等価交換という提示がありましたという報告はいたしております。しかしながらまだ、いわゆる土地の契約書といいますか、等価交換の土地の譲渡契約書といいますか、これについてはまだ締結してないということでございます。

川上委員

なぜ譲渡契約を結ばないんですか。

企画調整部長

まだ土地の測定、これで計上してますように調査測量、それから土地がどの部分になるのか

ということが確定いたしておりませんので、契約書はまだ締結してないということでございます。

川上委員

道路の、あなた方がイメージしてる道路が国道200号に当たるその付近というのは先ほど言われました。その土地の面積だとか形が決まっていないうことですか。それは等価という意味合いで道路敷きの部分がどのくらいのものになるかを測量しないとわからないということで形が決まっていないうことですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:57

再開 14:07

委員会を再開いたします。

土木建設課長

今回の委託の中でルートが決まってくるわけでございます。それは警察との協議、土木事務所との協議、それから道路構造令の部分の計画等々で、それから用地関係の単価、そういうものによってルートが変わってくるわけでございます。よって、今回の契約にはまだ至ってないということでございます。

川上委員

いずれにしても三菱に、国道200号沿いの便利な、あるいは便利になる、大きい道が通ることによって、Tの字交差点付近の市の土地を三菱にやるということが明らかになったわけがあります。で、実は、市長はご存知だと思っただけでも、鯉田工業団地については、約2千万円かけて日本航測というところに測量設計を出してるんですよ。で、その中で交差点については、交差点新設と交差点改良と、2カ所を測量してるんです。交差点新設というのは先ほど言いましたとおり、飯塚市が合併直前に三菱と土地を交換した西田工業付近の直線の道があるんだけど、ここの関係の交差点新設をするよということなんですよ。で、これについては相当、交通量調査もして、それからどのくらい大型車が曲がるのかとか、そういうのも調査して、かなり綿密な交差点新設の提案をしてるんですよ。それはコンサルのほうがね。この時に、交差点改良というのがあるんです。これは200号への、それこそ黒岩・堤田線が交差するところなんですよ。ここを交差点改良するというのが基本的な考え方だったんですね。測量段階でも、それから基本設計の段階でも。これは平成20年、昨年3月に成果品として納められたわけですから、少なくともその段階では市は、現在の交差点を改良するという方針だったわけです。私は別の資料で、これが3千万円と書いてある資料を見たことがあるんですよ。3千万円でできるかな、どうしたらできるかなといういろいろ考えましたけど、問題は、現在の交差点の改良から新たに道路を造り直して交差点も造り直す、新たに造るという方針に、いつ変わったかということを知りたいんですよ。理由は後で聞きます。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:12

再開 14:13

委員会を再開いたします。

土木建設課長

最終的には本年の6月頃と記憶しております。

川上委員

助走期間が長いんですよ。昨年の暮れにはもう福岡県に現地調査までしてもらってるわけ

ですから、産学のほうで。最高幹部クラスで意思統一を終わった頃に、原課もわかりましたという感じですね、今の経過聞いてると。だから原課から、下から来てるわけじゃない、上から来てる。上が意思一致をして、原課がそうしましょうという決定をしてくることになるでしょう。上から来たとする、してもいいんだけど、最高幹部クラスから何の理由で改良位置を変えることにしたのか、それが明らかにされなきゃいけないでしょ。で、来年4月から来る企業はないんですよね。それであなた方は福岡県に、「頑張る地方応援プログラム」というのを出してるでしょう。この中でどういうプランになってるかということ、平成22、23、24、25年度、来年から4年のうちに3社、自動車関連企業についてはですよ、3社呼ぶということです。これが市長の目標になってるわけです。来年以降の話はあまりしにくいけれども、そういう事情の中で、どんなトラックが通るかかわからないでしょう。ところが、6月中頃にね、原課のほうでこの11mの、こういう道が要るということを決めてしまわれた。不思議じゃないですか。どんなトラックが通るかかわからないのに、交通量もわからないのに決定された。上から来たんですけど、原課のほうはどういうふうな受け止めて決定したんですか。

土木建設課長

先ほどの道路規格でございますが、これは大型車の交通量等を今後また今回の委託の中で調査を行います、その中で道路規格というのが道路構造令等で決まっております。現在のところはこれくらいになるのではなからうかということで11mというふうに決めております。片側車線が3m25でございます。これは三種三級道路といひまして、そういう規格の道路で、現在のところは考えておるといふことでございます。今回の委託の中で交通量調査も行われますし、道路規格等についても警察との協議、土木事務所との協議、県庁との協議を踏まえて決定していきたいというふうに考えております。

川上委員

西田工業がシャモットを採取しているのもということで、土地の取得が半年ばかり遅れたでしょう。もう少し遅れましたね、結局。あの時に、シャモットを運び出すからだとということで現地調査をしました。そしたら、大きいトラックで真っ黒いを出してました。で、黒いシャモットを見たことがあるかというふうに企画調整部長に聞いたことがありましたけど、あのトラックがすいすいと山を下り、そしてあなた方が無理、厳しいと言ってる道を通って出ていってるんですよ。何トン車というふうに申し上げにくいけれども。共産党のホームページにも載せてます。そういう状況があって、現在、企業がどれだけ来るとかというのがない。その一方で、市民の生活を助けるための様々な工夫は余り行われぬ。今のような状況の中でね、こういう道を作るのはいけない、不要不急のものだと私は思うんですよ。それで市長、この予算については、削除するお考えはありませんか。で、また考え直すというふうにされたらどうかと思うんですが。見解を伺います。

経済部長

本取り付け道路の必要性につきましては、先ほどから産学振興課長が答弁しておりますとおりであります。確かに、委員ご指摘のとおり、来年4月から鯉田工業団地に入る企業は、現在のところ、残念ながらまだ決まっておりません。しかしながら、早い段階でそうした工業団地周辺の環境整備をするということは、一日も早い企業誘致を実現するために必要というふうに判断をいたしておりますので、ぜひご理解をよろしくお願いしたいと思います。

川上委員

行財政改革を語る資格は経済部長にもないと思います。

それから15ページ、小中学校と幼稚園の工事費が出ております。財源の内訳をもう一度お尋ねします。

教育施設課長

この財源につきましては、安全安心な学校づくり交付金と、それから地域活性化公共投資臨時交付金、それと合併特例債を充当するように考えております。

川上委員

先ほど財務部長が、政府の見直しでこの交付金がストップした場合は、この事業は止まる、この事業を含めて事業は止まるという答弁をされましたね。教育委員会としてはどう受け止められましたか。

教育施設課長

現在のところ、国あるいは県のほうから凍結とか中止とかいう指示はあっておりません。今後はそういうことがございましたら、関係各課と協議したいと考えております。

川上委員

テレビで通知があったんじゃないですか。ニュースで流れてないですか。

教育総務課長

地上デジタルテレビの件だと思いますけれど、まだ、このテレビの関係につきましては6月補正予算で計上いたしておりましたけれども、ICT環境整備事業補助金というのがございすけれども、これにつきましてはまだ決定、執行してよいという通知等は届いておりません。

川上委員

あまり、凍結になっても心配はないというような答弁を先ほどからされてるんですかね。教育効果上、あまり問題がない、止まっても、というふうに聞こえる答弁が続いてますけど、そういうことですか。

教育総務課長

この地上デジタルテレビの入替えにつきましては、6月の補正の時にも申し上げましたとおり、2011年度にアナログテレビがなくなるということで、それに先駆けまして今年、この補助金並びに交付金等を活用させていただいて、先行的させていただきたいというものでございます。当然、教育委員会といたしましては、現状のアナログテレビにつきましてはデジタル化したいという思いは持っておりますので、これは当然教育的にも必要であるものというふうには認識をいたしております。

川上委員

じゃあ、もし、国のこの交付金が止まった場合でも、市の独自財源で財政出動してもらっても、ぜひやってもらいたいということになりますか。

教育部長

先ほど担当課長も説明しましたように、2011年からテレビの放送がアナログからデジタルに変わりますので、その時点までにはですね、教育効果上、これをしていかなければならないと思っております。

川上委員

では、1年ぐらいずれても構わないというのが、部長の答弁ですね。

教育部長

現時点では、交付金等の停止等は決まっておきませんので、そこら辺は国、県等の情報をしっかり見極めた中で、関係各課と協議しながら対応を検討していきたいと思っております。

川上委員

安心安全な学校づくり交付金の目的は何ですか。

教育施設課長

目的としては、児童生徒の教育環境の整備、充実だと考えております。

川上委員

テレビがないと授業できないということもあまりないだろうと思うんですが、デジタルテレ



ビ、この予算のとおり行けば、いつからどう使うのか。例えば、1年生は1年間でこのデジタルテレビ、どれくらい使うのか。3年生でもいいし6年生でもいいんですが、どれくらい使うものですか。

学校教育課長

学校、それから学年によってまちまちではありますが、必ずそれを使って道徳や教科の学習で授業を行っているものでございます。

川上委員

来年の4月からデジタルテレビで授業をするという流れになってるわけですね。そうすると、どれくらい使うのか。1週間に一遍くらい使うのかね。

学校教育課長

どれくらいの頻度でという資料は今、持ち合わせておりません。しかしながら、今、アナログ放送で実際に使うことができっておりますので、今回、デジタル化になりましたらデジタルで使用させていただきますが、これがもし、委員のおっしゃるとおり、例えばずれ込んだり駄目だったりしても、市の単費でもデジタル化がなされる時までにはしてもらわなければ、教育上困るというように認識をしております。

川上委員

財源については、もう済んだんです。それで、教育上、どのくらい使っているのか、お答えがない。で、その程度の熱心さしか飯塚市の教育委員会はないのかなとつくづく思うんですけど。急ぐ必要はないということ、教育委員会はお認めになったということだと思っただけ、いずれにしても。それで、一方、この財源のうち地域活性化公共投資臨時交付金の財源があるんだけど、これはもともと何が目的ですか。

財政課長

この交付金は経済危機対策の一環として交付されるもので、地域の公共事業等の地方負担額の軽減を図ろうということで交付されるものでございます。

川上委員

地域の公共投資の、地方の負担を軽減するということなんですね。申請をされて初めて交付金をもらえるということのようですけれども、実施計画書というのが必要ですか。それはどういう形でどこに提出しているんですか。

財政課長

県の市町村支援課を通じて、実施計画書を国のほうに提出するようになっております。

経済部長

今回の工事は、具体的にはどういうことをする工事ですか。

教育施設課長

具体的には、地デジ用のアンテナを立てまして、増幅器、分配器を設置いたしまして、各教室に電波を届けて、教室で地デジの映像が見られるというような工事でございます。

川上委員

この工事は、どういう業者ができる工事ですか。

契約課長

契約課といたしましては、実際にこの案件等がまだ上がってきておりませんが、これを見る限りでは、一般的には電気通信の業種になるかとは思われます。

川上委員

市内に、何社くらいそういうことをする力を持っている業者がおられると思いますか。

契約課長

今、本市に登録といたしますが、指名が出てるのが4社でございます。それから第2希望まで入

れますと、6社だったと思います。

川上委員

市が把握してる、市に登録が出てるのが合わせて6社、現実に工事をする能力のある業者さんはどれくらい市内におられると思いますか。

契約課長

実際に実績等々、そういった内容等にもよりますけれども、今そういったところを調査しておりませんし、本来、基本的な考えといたしましては、以前からをお話ししてますように、市内業者さんのできる工事等につきましては市内業者に優先的にということで、基本的な考えを持っておりますので、そういった部分で市内の業者さんで実施できるということであれば当然市内の業者さんにおいて私の方から指名をするという形になろうかと思えます。

川上委員

私はですね、8月の総務委員会で、地元の中小業者の保護育成という観点からですね、全国的にはその制度を採用することが多数になっている小規模工事等登録制度、これをですね、物品も含めて導入したらどうかという提案をいたしました。あなた方は調査をするということだったんだけど、地デジの関係で1億、工事で1億という予算が地域経済対策の名で、教育というのもあるでしょうけど、基本的には地域経済対策の名で国から来てるわけですね。こういう状況の中で、この小規模工事等登録制度、調査するについて、どういう取組みをされたかをお尋ねします。

契約課長

去る8月4日の総務委員会であったと思えますけれども、そういった小規模工事の登録制度ということで、工事等の軽易なものについて、そういった登録をされた業者さんに、地域活性化というか、地場産業の育成という形の中で小さな業者さんにおいても工事が受けられるような制度の導入ということで、その中で調査はいたしたいと思えますということで答弁申し上げたかと思えます。それで、この登録制度については、全国的には確かに400以上の自治体で既に導入がされてあると思えます。それから、福岡県内においては、確か13自治体が既に導入されております。その中で、工事それから修繕、それから業務委託、物品等々ありますけれども、大体ほとんどが工事のみとか修繕のみとかというところで導入されておるようですが、大野城市が今言いました4項目ですね、工事それから修繕、業務委託、それから物品について全てそういった小規模工事の制度を導入してるということで、そういった部分について要綱等も調べさせていただきまして、契約課の中においてもこの制度導入についての協議といたしますか、考え方については今、調整といたしますか、契約課においてどうすべきかというところでの話はしているところでございます。

川上委員

平成21年4月27日、総務省自治財政局財政課長から各都道府県総務部長、各政令都市財政局長あてに通知が出てるんです。この中で、この地域活性化公共投資臨時交付金は、当該地方公共団体の財政事情や地方単独事業の事業料、追加公共事業等の執行予定等に応じ、その一部を基金に積み立て、平成22年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可能であるというようにしてるんですね。私は、この点に着目すれば、公平で厳正な登録制度、先ほど言ったようなものを十分に練り上げて、その上でこの地デジのみに限らず、地元の本当に困っている中小零細の業者のために有効な制度を作ることができるんじゃないかと思うんですね。これについては、そういうふうにお考えになりませんか。

財政課長

今おっしゃいますように、公共投資交付金の一部を基金に積み立てて次年度以降の事業に充当することができるというふうになっております。ただし、充当できます事業は建設地方債対

象事業というふうに限定されておりますし、交付金の交付される限度額は国の補助事業の地方負担額、採択されました補助事業の地方負担額の9割程度ということで限度額が決められております。例えば地デジの事業の該当する公共投資交付金、これを翌年度以降に基金に積み立てるということになりますと、今年度実施する地デジの事業の地方負担額というのは、結局また別の起債を充てるような形、その財源を充てることになりますと、そうなりますと飯塚市の単独の一般財源も充てるような形になってまいりますので、そういった余裕が今のところございませんので、今回、公共投資交付金の充当につきましては、直接対象の補助事業に充てて一般財源を少なくしたところ、地方負担額を少なくしたところで事業を実施したいというふうに組み立てをしております。

川上委員

先に紹介した通知はですね、いいこと書いてるんですよ。こうも書いてるんです。各地方公共団体においては、これらの交付金を積極的に活用し、経済危機対策により追加される公共事業等に速やかに対応するとともに、地方単独事業の事業量の確保に努めるなど地域経済の状況に応じて果敢な対応を積極的かつ弾力的に行うこと、というように書いてるんですよ。もともとの事業は、経済対策なんだけど、どこに対する経済対策なのか、ずっと考えてみるとね、例えば地デジの問題で言えば大手電機メーカーの経済対策ですよ。おかげで、派遣がまた戻ってきたとかいうのもあるかもしれませんが、これは、地域の苦しんでいる業者さんを助けるというよりはね、今言ったようなことだと思います。しかし、この元手は国民の税金なんですよ、結局は。そしたら、ああそうですかと言って、地方自治体が難しいから仕方がないということでは、地方自治体の役割が果たせない。だから、あれも駄目です、これも駄目です、どれも駄目ですというふうに思える制度かもしれません。しかし、地方自治体として、その中でどうかして地域経済、地元の中小業者を助けることはできないかということ在必死になって考える、と。公平性だとか透明性はもちろん確保しないといけないけど、そのことと地元中小業者、零細業者を助けることは一致すると思います。ですから、時間がないということもあるかもしれないけど、今は地方公務員が知恵を出す時だと思うんですよ。今持てる能力を十分に発揮して、市長にも積極的に提案する、市長は分かれば積極的に指示、決断すると。三菱の土地を買う時だけ決断するんじゃないくて、こういうときに市長の決断をしてもらいたいと思うんです。小規模工事等登録制度の件については、調査をするということで途中経過報告がありました。これを、市長、大急ぎで進めていただけませんか。見解を伺います。

総務部長

先ほど課長も申しましたけども、今そういった実例等も参考に、本市の入札制度との関係もございまして、慎重に検討して、対応についても検討いたしたいというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は、「議案第95号 平成21年度一般会計補正予算(第4号)」に反対の立場から討論を行います。黒岩・堤田線道路改良測量調査設計委託料2,700万円は、鯉田工業団地造成に伴い、新たに数億円をかけて三菱マテリアルの土地を取得し、国道200号に接続する道路を造り、現在の道路を廃止しようとするものであります。しかしながら、新たな道路の必要性が認められない上に、現在の道路の交差点を改良するとして当初計画を変更した経緯、経過が不明であり、新たな無駄遣いにつながりかねないものであります。鯉田工業団地関連事業につき込

むお金は、測量や地質調査、設計などを含めて、今回補正を含めて約23億円であります。今回の道路新設費用数億円を含めると25億円、26億円とさらに膨れ上がりかねません。よって、今回の測量調査設計委託料は削除すべきであります。

また、今回補正約5億8,300万円のうち、地上デジタル放送対応テレビ設置事業など5千万円の新たな借金を含めて、5億3千万円程度が国の経済対策に関連したものであります。雇用対策に係るものとしては、離職者のうち就労能力及び就労意欲のある方の住宅及び就業確保を支援する住宅手当緊急特別措置事業を10月から新たに始め、また、母子・父子家庭で現在、就業中の方の支援を強める高等職業訓練給付費を増やすなどがあるものの、緊急雇用対策については大幅な充実が求められているにもかかわらず、県支出金の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業556万2千円を追加しただけにとどまり、市独自の財政出動による上乘せなど対策強化はありません。今回の工事を含めて2億円の予算計上となっている地上デジタル放送対応テレビ設置事業など経済対策事業においては、地元中小業者の支援に直接つながるよう、物品も含めた小規模工事等の希望者登録制度の導入を急ぐなど、引き続き特段の努力が求められます。よって、今回補正予算には市民の暮らしを応援する内容が一部あるものの、新たな無駄遣いにつながる鯉田工業団地関連事業費があり、それが削除されない以上、全体としては賛成することはできません。以上で私の討論を終わります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第95号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 14:45

再開 14:51

委員会を再開いたします。

次に、「議案第98号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人事課長

議案第98号につきまして、補足説明をいたします。議案書の1ページをご覧ください。今回の改正につきましては、地方公務員災害補償法の一部改正に伴いまして関係規定を整備するものでございますが、内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。2ページをご覧ください。改正の内容は、第16条の規定中、第46条の2「船員である職員に関する部分に限る。」という条文でございますけれども、これを削除するものでございます。以上で補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第98号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人事課長

議案第105号につきまして、補足説明をいたします。議案書の20ページをご覧ください。本案につきましては、市町村合併により平成22年1月1日から前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町を糸島市と改め、併せて糸島地区消防厚生施設組合の解散が行われますことから、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更し、整備しようとするものでございます。

内容につきまして、22ページにございます新旧対照表でご説明いたします。22ページをお開きください。別表第1に規定する組合市町村のうち前原市、糸島郡二丈町、志摩町及び糸島地区消防厚生施設組合の記述を削除し、新たに糸島市を追加するものでございます。また、組合議員の選挙区及び定数を規定しております別表2において前原市、糸島郡二丈町、志摩町及び糸島地区消防厚生施設組合の記述を削除し、第1区に糸島市を加えるものでございます。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第105号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、6件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「平成21年7月24日からの豪雨による災害状況について」報告を求めます。

総務課長

平成21年7月、中国九州北部豪雨による災害状況につきまして、先の8月4日に開催されました本委員会でも8月2日現在の速報値に基づき報告をいたしておりましたが、その後の被害状況等のさらに詳細な部分が判明いたしましたので、改めてその概要を報告いたします。なお、被災直後の7月26日に福岡県から、災害救助法の適用通知を受け、また、8月28日に、政令により激甚法による激甚災害の指定を受けております。今後は同法に基づく被災施設の効率的かつ効果的な復旧事業を行っていくとともに、これらの支援策を軸に、被災されました市民の皆様の速やかな復興に向け、可能な限り努力することとしております。

それでは、提出いたしております資料に基づき概要を説明させていただきます。1ページ目は被害状況一覧表ですが、人的被害といたしまして死亡1名、住宅被害といたしまして全壊2棟、一部損壊5棟、床上浸水483世帯、床下浸水902世帯など多数の被害が出ており、被害総額は、表の下のほうになりますが、約55億円と見込んでおります。2ページは浸水被害数を自治会ごとにまとめたものでございます。先の委員会では町名ごとで報告いたしております。

したが、自治会別の被害者数をまとめております。それから4ページ、避難者の状況でございますが、表の下のほうの、庄内のハーモニーにいらっしゃいました避難者の方は8月4日に退去されておまして、これをもちまして避難所は全て閉鎖いたしております。それから5ページでございますが、行動記録でございます。それから7ページにつきましては、降雨量と水位について記載をいたしております。それから8ページにつきましては、支援策、市が被災者の方への支援策を15項目決定いたしておりますが、その概要を掲載しております。また、次の9ページには、その執行状況を9月4日現在で記載しております。それから10ページにつきましては、これは前回提出させていただいた資料と同じものでございますが、排水機場におきますポンプの運転状況でございます。それから、以下につきましては全て新しい資料でございますけれども、11ページは災害ごみ、消毒、し尿の処理状況を記載しております。それから12ページにつきましては、災害ボランティア、企業ボランティアの参加数、及び民間企業によります災害時生活必需物資等の供給状況について調べたものでございます。それから13ページにつきましては、災害義援金、義援品調べでございます。それから14ページにつきましては、7月29日から8月7日まで総合相談窓口を設けておりましたが、これの受付集計表でございます。7日までに179件の罹災証明を発行いたしております。それから最後になりますが、15ページは、9ページと一部重複いたしますが、保健福祉関係についての災害支援策の受付状況でございます。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市目尾地域振興基本計画(健康の森公園整備事業)検討委員会について」報告を求めます。

総合政策課長

飯塚市目尾地域振興基本計画(健康の森公園整備事業)検討委員会について、ご報告申し上げます。本年6月議会で設置条例の議決を受けました「飯塚市目尾地域振興基本計画(健康の森公園整備事業)検討委員会」の委員としまして、地元住民代表10名、市職員3名の計13名が決定し、第1回目の委員会を去る9月2日、19時より幸袋公民館において開催、委嘱状の交付式等を行っております。今後、委員会を5回程度開催いたしまして、年末を目途に見直しの検討結果の報告書をまとめていくことにしております。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「電算システム新体系構築事業者選定結果について」報告を求めます。

情報化推進担当次長

電算システム新体系構築事業者選定について、報告いたします。今回の電算システム新体系構築は、提案公募型総合評価方式によって選定を行いました。その実施経過ですが、まず平成21年6月8日に基幹系システムと内部情報系システムの提案公募の公告を行い、6月12日までの間に参加資格等の提出を受付いたしました。提出は基幹系に7社、内部情報系に5社からありましたが、資格基準に適合した業者は基幹系4社、内部情報系4社でした。その後、基幹系1社、内部情報系2社から参加辞退届けが提出され、7月23日に開催した事業者選定委員会で、基幹系に行政システム九州とNEC、また内部情報系に行政システム九州とNECの

2社が最終審査に残りました。7月30日に実施したデモンストレーション及び7月31日に実施したプレゼンテーションに基づき、7月31日に業者選定委員会を開催し、基幹系、内部情報系とも行政システム九州に決定いたしました。契約金額は、基幹系4億3,890万円、内部情報系9,324万円、いずれも消費税を含んだ金額でございます。なお、業者選定委員会は副市長を委員長、上下水道事業管理者を副委員長、議会事務局長を除く部長職11名、計13名で構成いたしました。以上、電算システム新体系構築事業者選定についての説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成21年度職員採用試験第1次試験の実施状況について」報告を求めます。

人事課長

平成21年度飯塚市職員採用試験の第1次試験を9月20日、日曜日に実施いたしましたので、その概要をご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。左から試験区分、性別、申込者数、受験者数の順に記載しております。各試験区分ごとの受験者数は、行政事務上級、申込者182人に対し134人。行政事務初級、申込者81人に対し68人。土木、申込者9人に対し4人。電気、申込者8人に対し7人。保育士、申込者60人に対し54人。総数としては申込者340人に対し267人で、受験率は78.5%となっております。なお、試験当日、採用予定者数を発表しております。行政事務上級3名、行政事務初級2名、土木1名、電気1名及び保育士3名、合計の10名ということで発表しております。今後でございますが、第1次試験の合格発表を10月15日、木曜日、午前10時に本庁玄関前に合格者の受験番号を掲示するとともに、当日、合格者へは郵送により通知をする予定にしております。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市定額給付金の申請受付終了について」報告を求めます。

定額給付金対策室長

飯塚市定額給付金の申請受付が9月18日に終了いたしましたので、その状況につきまして報告いたします。定額給付金につきましては、景気後退下での市民への生活支援と、地域の経済対策に資するため、国の平成20年度補正予算により、10分の10の補助率で市町村事業として実施されました。本市におきましては、3月16日に申請書を対象者に対し一斉に発送いたしまして、3月18日に申請受付を開始して以来、9月18日の受付終了までに、給付対象総数58,769件、20億4,781万2千円に対しまして、給付件数57,897件、給付金額20億3,516万8千円となっておりまして、件数に対する給付率は98.52%、金額に対する給付率は99.38%となっております。なお、郵便による申請は9月18日の消印があれば有効となっておりますので、今後、若干、郵便が遅れて来る可能性もありますので、増加する可能性があります。また、未申請者への対応といたしまして、郵便、それから電話、それから直接の訪問などによる催促を行い、市報の掲載や主な施設へのポスター掲示など、いろいろな方法による啓発に鋭意取り組んでまいりました。しかしながら、872件、1,264万4千円が今のところ未給付という状況となっております。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「行財政改革の取組みについて」報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

行財政改革の取組みについて、ご報告いたします。配付いたしております資料をお願いいたします。この資料は、「第一次改定版策定」及び「補助金等の見直し」に関する主なスケジュールを記載いたしております。第一次改定版の策定スケジュールにつきましては、5月18日に開催されました総務委員会でご報告いたしておりますが、7月末に発生いたしました集中豪雨災害によりまして事務作業が若干遅れるとともに、8月下旬に終了予定でありましたタウンミーティングを一部延期した関係もあり、パブリックコメントの手法に倣いました市民の皆さんからの意見募集等の時期をずらすなど、策定スケジュールについて一部見直しを行っております。その内容でございますが、一番左側、行財政改革推進室でございますが、現在、課及び職員個人から提案されました具体的な推進項目につきまして、関係各課と現在、協議・調整を行なっているところでございます。また、3列目の行財政改革推進委員会でございますが、今月29日に推進委員会を開催し、第一次改定版及び補助金等の見直しについて諮問を行う予定でございます。また、2列目の行財政改革推進本部会議でございますが、10月上旬頃を目処に具体的な推進項目のたたき台の素案を作成し、その後、パブリックコメントに倣いまして、市民の皆さんからご意見をいただく予定でございます。また、一番右の市議会の列でございますが、第一次改定版のたたき台の素案を作成いたしましたら、4常任委員会にご報告し、ご意見等をお伺いしたいと考えております。次に、行財政改革推進委員会でございますが、4回程度開催していただき、11月中旬から下旬頃までに「第一次改定版に対する意見・提言書」、「補助金等の見直しに関する指針」について答申をしていただく予定でございます。行財政改革推進委員会からの答申内容、市民・議会の皆さんのご意見等を参考にさせていただきながら、行財政改革推進本部で協議を行い、12月上旬頃までには「第一次改定版」及び「補助金等の見直しに関する指針」を策定する予定でございます。なお、策定いたしましたら、「第一次改定版」につきましては4常任委員会に、「補助金等の見直しに関する指針」につきましては総務委員会にご報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ではございますが、行財政改革の取組みについて、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。これ、議会に対して、4常任委員会に説明となってるけど、このあいだ一般質問でも何か、総務委員会だけに報告して、というあれがございましたので、ほかの3常任委員会には漏れないように気配りをお願いいたします。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。